

Acounting

会計教育研究

Vol.4

目次

平成29年度 会計教育研究所の活動	会計教育研究所 所長 榊岡源一郎	1
◆第5回会計・税務研修会報告 会計コンプライアンス意識の向上を目指して —会計不祥事は何故なくならないのか 効果的な再発防止措置は何か?—	大森 一幸	2
◆第2回会計・商業研修会報告 平成29年度・平成30年度日商簿記検定改定項目の指導法について	渡邊 圭	7
◆研究プロジェクト報告 簿記教育における教授法の研究 —高校商業教育における反転学習の可能性—	近藤 真唯 監修：千葉 啓司	15
◆研究プロジェクト経過報告 避難者支援活動と地域交流に関する研究	勅使河原隆行	31
◆平成29年度 瑞穂会報告		36

平成29年度 会計教育研究所の活動について



会計教育研究所所長 榎岡源一郎

会計教育研究所が設立されて、はや6年が経過しようとしている。本研究所は、元々、実践教育を通じた会計教育研究の場として「瑞穂会」(以下、「瑞穂会」とする。)が平成17年に設立されたことを遠因としており、その後の平成24年4月1日、「瑞穂会」の活動に加えて、「調査・研究の実施及び受託」、「研究会、講演会及び講習会等の企画、運営、実施」等の内容の充実を図ることとして会計教育研究所に改組・設立された。そしてさらに、平成27年4月1日に会計教育研究所に既にあった会計教育部門の他、商業教育部門を新たに設け、会計・商業教育研究活動の場を拡大してきた。

そこで、以下において平成29年度における会計教育研究所の活動概要について示すこととする。

まず、平成25年度より年1回開催してきている会計・税務研修会については、昨今東芝等の会計不正の問題が非常に大きな注目を集めていることから、今年度は平成29年12月10日に第5回会計・税務研修会として、大森一幸先生(みのり監査法人理事長・公認会計士)を講師に招き、「不正会計と監査実務」をテーマに開催した。本研修会については本誌にて概要をまとめている。

さらに、平成27年度より年1回開催してきている会計・商業研修会については、平成29年3月11日に第2回会計・商業研修会として、会計教育研究所の助教である渡邊圭を講師に「平成29年・平成30年度日商簿記検定改定項目の指導法について」をテーマに開催した。開催が平成29年度末であったことから本誌において概要をまとめている。

そして、本年度は、平成30年3月17日に第3回会計・商業研修会として、鹿嶋研之助先生(千葉商科大学名誉教授・会計教育研究所参与)を講師に「キャリア教育の歩みと今日的課題」をテーマに開催を予定している。本研修会の概要については、来年度において報告することとする。

つぎに、「会計教育に関する調査・研究の実施」として、

平成27年度・平成28年度の2年間の調査・研究期間で、「簿記教育における教授法の研究：商業教育での反転授業の試み」をテーマに、会計学・教育実践・情報通信技術等の知見を用いて簿記会計教育と情報通信技術を融合させた実践的指導方法を構築して教育現場との連携調査により新たな会計教育指導方法を確立することを目的として研究を行った。この調査・研究は2年間の期間で実施し、平成29年3月をもって研究終了となった。そこで、本誌において、本調査・研究成果の最終成果報告をまとめ報告書の形で掲載している。

また、「会計教育に関する調査・研究の実施」としては、新たに平成29年度・平成30年度の2年間の調査・研究期間で「避難者支援活動と地域交流に関する研究」を開始した。本研究・調査については、研究途上にあることから本誌において中間報告をまとめている。

そして、「瑞穂会」では、大原学園主催簿記大会連覇5大会連続団体優勝、4大会連続個人優勝、TACチャンピオン大会では団体準優勝という快挙を成し遂げた。

今年度は「瑞穂会」所属の学生が日商簿記検定1級に13名合格し全国平均より高い合格率であった。税理士試験は簿記論1名、財務諸表論1名、簿記論・財務諸表論同時合格2名、消費税法1名の計5名が科目合格した。

最近では、「瑞穂会」で学び、検定試験を受験する学生が増えており、全講座で平成27年度受験者数は253名、平成28年度受験者数は323名であり、平成27年度平成28年度を比較すると約28%増となっている。

また、瑞穂会では商業教育部門における新たな実践教育として、商業教育の職を志す者を対象とした、教育研究活動も開始し、商業教育指導者の育成も行っている。

来年度平成30年度もまた会計教育研究所の専任教員・兼任研究員一丸となって、教育・研究それぞれの部門でのよりよい成果が報告できるよう邁進していきたいと考えている。

会計コンプライアンス意識の向上を 目指して

—会計不祥事は何故なくならないのか 効果的な再発防止措置は何か?—

大森 一幸

1. はじめに

経済界で大きな話題となった大手重電メーカーの事案を含め、繰り返し会計不祥事が発覚している。少し時代を遡れば、大手製紙会社、大手光学メーカー、IT企業と、その不正の内容に差異はあるものの世間の耳目をあつめる会計不祥事がなくなる兆しはまだ見えない。また、粉飾というレベルでなくとも、著名企業、組織においても横領的な会計不正が少なからず報じられている。いわゆるJ-SOXが導入されて相当の時間が経過しているにも拘らず、不祥事が発生している状況に、「どうなっているのか? 何故なのか?」という疑念の声は少なくない。

そこで、今回は、会計不祥事のうち、特に横領系会計不正に焦点を当て、まずその研究意義を述べ、続いて具体的な事例の分析・検討、その事案の防止策はどうあるべきであったのか、発見の端緒には何があったのかを分析し、それらを踏まえて、不正事例研究の重要性と内部統制の重要性の再認識が重要であることを述べてみたい。また、最後に昨今の名門企業での品質面での不祥事の根本原因をとらえて分析を試みたい。

2. 不正事例研究の重要性

まず、はじめに、本稿のテーマである不正事例の研究の重要性を述べてみたい。

不正実行者は、通常単独で「創意・工夫」して不正の手口をあみだしている。人の考えるところは結局同じようなものになり、似たような着目点、類似のプロセスをたどることとなる。その多くが「内部統制の隙」を利用している。このため、新しい革新的な不正事例が生じることは比較的少ない。類型化できるのである。不正の手口は、不正の実行者が次の不正の実行者に技術伝承を行い進化するケースは少なく、それよりも全く別の組織の人物が、これまた独自に同じ手口を使い繰り返されることが多い。

このようなことから、不正の防止、内部統制の強化のためには、他の事例から学び、その原因を分析し、検出された内部統制の隙を埋める方策を講じることは大変有効なアプローチである。

また、監査実務も監査理論も不正事例をもとに発展してきている。これは言わば必然的なことであり、もし仮に不正会計が無くなれば、監査実務や監査論の主要テーマは、監査の効率化だけになり、これは現実的ではないだろう。監査実務も監査理論も、いかに不正に対処し、防止や発見の手続きを構築できるかを中心として進化し、その上で効率的な実務を模索することになるであろう。なお、今後、この二つの目的を同時に達成していくためには、ITを高度に利用した監査アプローチになるだろう。この優劣が監査事務所の質、監査の効率性にも大きく影響し、ひいては監査法人間の競争力にも影響を与えるものと考えられる。

監査の研究者にとっても、不正事例の研究は欠かせない分野である。監査は不正事例によりその進化を遂げているものであり、実務事例をベースにした研究成果が実務や経済活動を行う組織に貢献をもたらす。不正事例研究は、監査人、企業等だけでなく研究者、社会に出るための学習をしている学生に方にとっても重要な分野であると断言できる。監査研究者は、その研究成果による学術的知見を実務に伝達し普及させることが期待されているととらえる必要がある。

3. 不正実行者という犠牲者を出さないための内部統制

実行者もひとたび不正が露見すると、その組織で永遠のレッテルを背負うこととなる。社内での地位喪失や本人の精神的、経済的損失は、は本人の人生にとり大変大きいマイナス材料になる。企業等にとっても有為な人材を失うことになる。場合によっては、不正の実行者が刑事処分となり、人生が暗転、若き日の努力を台無しにし、その後の人生や社会でその能力や経験を活かすことが全くできなくなってしまう。内部統制は、不正で被害を受ける企業等のためだけでなく、不正の実行者という不幸な人間を出さないためにも、その強化は重要である。内部統制の強化は、言い換えると、内部統制の隙を埋めて

いくということでもあり、そのためにも、企業等や監査人にとり「隙をつかれた」事例の研究は重要である。また、企業等においては、そのような「事例研修」を行うことにより、「不正は発覚する」、「不正を行うとそれは人生を踏み誤ることになる」ことを組織の構成員に伝えることができる。それは、組織構成員のコンプライアンス意識の向上や不正の抑止力になりえる重要な方策である。

さっそくいくつかの事例を見ていきたい。

4. 事例検討

(1) 事例1.経費をめぐる会計不正

国立大学防災研究所助教 カラ出張事件

2017年7月に全国紙朝刊に掲載された国立大学防災研究所助教によるカラ出張事件である。

複数の公表された資料によれば、国立大学の防災研究所の助教が150件のカラ出張を繰り返し、研究費など計約1,000万円の不正受給を受けていた。2007年から2016年までの長期にわたり、架空出張旅費を請求し、文部科学省の補助金などを不正に得ていた。手口としては、領収書の提出が必要のない鉄道で出張したと申請し、交通費や宿泊費、日当を受け取っていた。きっかけは、内部通報であった。通報を受けた大学側で、記録が残っていた期間の調査を開始、本人は、研究に使用するパソコンなどの購入に充てたとしていたが、証拠はなく、大学は私的流用と判断され、懲戒解雇となった。

このケースでは、どこに内部統制の隙があったのだろうか？また何故、長期間露見しなかったのか？いろいろな状況が想定されるが、大学の教授という「職場環境」の統制環境はどうだったのか。これは、そのまま企業において、重い役職者にも例外なく統制的な内部手続きを要請、必達としているのか、遠慮はしていないのかにもつながる課題である。

個別的には、出張の実在性確認手続きの運用について不備があったことが想定される。領収書提出が求められていない精算方針等いくつかの不備がこの事案の原因であったと考えられる。なお、必要なエビデンスは、実務を熟知し検討すれば、確度の高いものを徴求しうるものである。それらの検討が十分であったのかも検討することが再発防止につながっていくことになるであろう。

本件では、実行者の行為は、決して許されるものではない。しかし、内部統制の不備あるいは不十分な運用が有能な人材が職場を失う原因になったことは、悔やまれるところである。なお、この事例では、不正実行者の動機の分析も必須であるが、そのあたりの情報が少ない。個人的な遊興目的等は論外であるが、仮に研究費の不足等が動機であるとすれば、適切な研究費予算の策定等のプロセスの見直しも必要となる可能性もあるだろう。もし、この事例の動機が予算不足であったとすると、実行者の罪の意識も希薄になりがちで、かつ周囲への警鐘事例のインパクトが減衰してしまう可能性もある。不正の動機の分析は大変重要な再発防止のプロセスである。

(2) 総合商社海外関連会社での事例

①事案の概要

外部で発信されている資料によると、関連会社に出向中の30歳男性が、2012年5月から2014年2月まで会社の口座から実行者の口座に100回以上送金を繰り返し、7億円を着服。実行者は、海外関連会社で営業、経理、預金の管理、出納、総務等を一手に引き受けるとともに、所属する同じグループの別の関連会社にも籍を置き、その別の関連会社との取引として偽装し送金を繰り返していた。銀行の残高証明書も偽装し発覚を免れていたという。発覚のきっかけは日本への帰国の異動による社内監査が迫ったことから「自白」したことによる。不正の動機は、FXの損失を埋めるために行っていたとのことである。実行者に資産は無く、被害金額は実質的には会社の負担になり、会社は刑事告訴している。

②事案の論点

海外拠点の内部統制の観点から次のリスク項目が考えられる。

- i. 人間的な制約。ワンマンオペレーション。複数社担当等兼務の多さ
- ii. 担当者にとっての遠隔地の海外という「解放感」にどう統制環境を国内並みに維持するか
- iii. 本社、本部の日常的モニタリングの困難さ
- iv. 海外拠点監査のコスト、時間的制約、言語、慣習の相違

③対応策

大きな海外拠点であれば、常時のモニタリングも

可能な人員配置ができるであろう。しかし、小規模な拠点ではどうであろう。人員配置は、経済合理性の観点から難しい、あるいは経営判断として配置しないという決定になることが多いと想定される。

では、そのような小規模海外拠点への監査はどうあるべきであるか。海外の主要な拠点以外の拠点、遠隔地に所在する子会社等の運用体制はどうあるべきか等、海外拠点の監査には検討課題、運用上、工夫を要すべき点が多い。

- i. 遠隔地の小規模組織には、どのような内部統制を構築するのが有効か。上司の監督、社員の日常動静への目配り。ニッチなビジネス、英語以外の言語、全く異なる文化圏、ビジネス取引慣行に機械的ローテーションで効率性の維持はできるか？

これらは、経営としてどう判断するかに依存するところが多いであろう。ローテーションは経営にとり万能薬ではない。内部統制と実務の効率性を合わせ検討しバランスある運用が必要である。

- ii. 有効でタイムリーな牽制制度のメニューとして、上司の視察、サプライズの監査、長期休暇、本国帰国、ローテーション等がある。これらの選択肢からその組織で有効で経済的な内部統制の運用方針を策定することが適切である。

④FXはリスクの高いことを理解する

- i. FXの失敗で生活が破綻するケースは多い。FXの負けはFXで取り返す、これがさらなる負のスパイラルとなり、それが会計不正を行う「動機」になっているケースは少なからず生じている。FXはギャンブル性が高いことを認識すべきである。ギャンブルが動機となった大型案件では、紙パルプ製造のオーナー会社経営者の事案がある。この事案では、会社から短期間に巨額の資金引出しを招いている。件数だけでなく金額的にも影響は非常に大きい。個人としても高いレバレッジのFX取引は大変リスクの高いことを十分理解しておくことは重要である。海外の取引業者では高倍率の取引もできてしまう。これは、健全な投資ではないことを認識すべきであろう。

ギャンブル常習者によくあるのは、ギャンブルが気がかりになりいつもパソコン、スマートフォンを離せなくなっていることである。これでは、本来の職務専念義務に背反する可能性が高くなる。社員の日常には留意しておくことも必要である。ただし、この社員の行動等の情報収集、通報制度等の運用は、会社としてコンプライアンスを重視していることをメッセージとしてよく周知させることを同時に進めておくことが必要である。個人の自由とプライバシー等への配慮も必要である。

また、個人としても、のめりこまない。自制心、怖さを知る。全知全能者はいないことを認識することは健全な経済生活を全うする上では大変重要な事項である。

5. 会計不祥事は露見する

内部統制、内部監査、監査役監査、公認会計士監査等複層的な監視のシステムがある。いくつかの種類の手帳不正に対して、特に「簿外取引」の捕捉は相当程度にハードルが高い。例えば、大手食品会社で業者からの多額のリベートを個人として受け取っていたケースがあった。これらは、帳簿をいくら見ても発見はできない。当然だが受け取った本人が、会社に入金し帳簿記入していないからだ。では、この種の「簿外取引」に対して、どのような発見手段があるだろうか？また実行者を思いとどまらせるには何を抑止力にすればいいのであろう。これには、大きなヒントがある。この種の簿外取引事例を分析すると、多くの事例で共通項目が出てくる。国税局の調査である。裏リベートの事例も、国税局の税務調査から発覚していることが多い。ここからは想定ではあるが、国税局では、取引の相手先での税務調査で、特定の個人を含めリベート支払先等を捕捉し、資料を整理してから、裏リベートを受け取った人物が所属する組織の税務調査に臨んでいるのであろう。そうすると、事実関係は押さえられている。会社も驚くことになるだろう。

組織構成員には、このような国税局というところも見ているのだということを研修等を通じ、周知しておくことは重要な防止手段になりうる。

本人は会社にはわからないように段取りしている

つもりでも、国税局という露見するルートがあることを認識させることによって、思いとどまらせることは大変有効な防止策になると考える。

6. 通報制度の機能

時代とともに「通報に対する考え方」が変化してきている。昨今、あきらかになった事案のうち少なからず事案が、組織内部のものでない限り知りえない情報が出所であると思われる。製造工程上のプロセスであるとか、会計処理であるとか、その分野は広がってきている。不正事案の発覚は、組織の内部統制や内部監査でもつかめた可能性もある。ただ、ここで発見するのは容易ではないと想定される。不正の実行者である監査を受ける側は、監査がどのようなアプローチをしていくか毎年の経験で熟知している場合が多い。そうすると、事前に発見できないようにする隠ぺい工作、口裏合わせ等の段取りが構築され、関係者での連携プレイがなされることが可能となる。こうなるとなかなか発見・検出するということが難しいであろう。共謀、特に外部との共謀や内部での組織的共謀は、不正発見を著しく困難にする。

ただ、ここで共謀の特徴が露見の糸口になる要因が内包されている。共謀は複数名あるはチーム丸ごとで不適切な行為をしていることである。この場合、全員の意識が統一され強固な関係が構築されていれば、共通の秘密も守られるであろう。しかし、複数のメンバーの中には、メンバー間の人間関係のゆがみや、正義感の旺盛な人物も存在する場合もある。また、他社での同様の不祥事事例を見て、「うちの組織でもある。行動しよう。」と思いを新たにしている人物も存在するであろう。この人物がまずどのような行動を起こすか。これは、内部通報や外部通報あるいはマスコミへの投書等であろう。このような行動背景がある場合、通報者は、動かぬ強固な証拠を添付して通報することが多い。これは、組織にとり不正を示す確証の決定打になるインパクトがある。本来、内部統制や内部監査の自助努力での防止が理想ではあるが、この通報による発見もいまや実務的に定着してきた感がある。近時は、スマートフォン等を使用して容易に録音、映像記録を残すことが可能となっている。組織の関係者全てがこの時代の変

化を十分認識しておくことが重要である。

もはや、隠すこと、隠し通すことが困難な時代になってきたのだ。全ての組織構成員は、いつどのような場所でもそれは十分に説明可能な業務、発言、発信を行う必要がある。メール等でも「関係者限り」と記載されたメールも往々にして表に出ることがある。このような社会事象の変化は、時空を超えたものになってきている。近時、過去の事案について、その事案の当事者あるいは近い関係者が実名を交え相当詳細に（ことの真偽は不明ではあるが）出版物として世に出すことも行われている。もはや、外交文書が一定の時間が来れば公開されるのと同じようなことになってきていることを認識する必要がある。

このような時代にはどうすればいいのか？この答えは意外に簡単ではないだろうか。

たとえ、誰に聞かれても知られても「十分説明できるもの」であれば、何も恐れる必要はない。このようにこの時代の移り変わりを積極的にとらえ、より透明で適切な組織運営を達成していくという強い決意が必要である。この意識が、高いガバナンス経営を可能にし、組織構成員にも「公正な運営、業務の遂行」を促すものと考えられる。

このような、公正な組織運営を組織のトップ自らが繰り返し、組織内で発信していくことが何よりも重要な内部統制の強化策になるものと考えられる。

7. 何故不正が行われるのか

(1) 不正のトライアングルとして、①動機 ②機会 ③正当化があげられている。このうち、まず動機が無いことには不正は起こりようがない。猫の前に、おいしいキャットフードを置いて、猫に食べたいという欲求が無ければ餌を口にすることは無い。あるいは、猫に厳しいしつけを行い、飼い主の許しが出るまで餌に手を出さない、ということもあるだろう。これらを組織の不正防止策の観点で見ると、十分な給与水準や不満のでない人事運用等になる。これは理想ではあるが、達成は難しい。では、どうすることが現実的で適切かつ効果的か？

どのような組織でも何らかの不満は不可避である。それが不正行為の動機にならないために

は、組織の行うコンプライアンス啓蒙活動が重要である。コンプライアンスの啓蒙活動の一番定番的なものは、定期的あるいは不定期のトップからのメッセージの発信や研修にあると考えている。それも、毎年の「お題目的内容」ではなく、具体的かつ身近にとらえうるもの、心に訴えるものであることが必要である。また、「事例研修」も具体的な事例であればあるほどが効果的である。事例研修は、実際に生じた事例について①手口の紹介、②何故不正ができたのかの分析、③発見の端緒は何だったのか？、④どうすれば防げたのか？の構成となる。このような事例研修を通じて、受講者が、あたかも不正の実行者の疑似体験する効果を生み、最終的に「不正実行者の末路」を経験することにより、「自らは絶対にしない」との強い覚悟を形成することが可能になる。これは、精神論を基調としたコンプライアンスでは、なかなか得難い効果であると考えている。また、受講者が、組織で内部管理の担当者であったり、上席役職者であった場合、または監査を行う公認会計士であった場合、事例研修は不正発見スキル向上の生きた教材となる。また、内部統制の高度化にむけた改善のヒントとなる基礎経験となりうる。

8. 終章 名門企業で何故不祥事が生じるのか？

著名企業、歴史のある企業は一般的にしっかりとした内部統制制度が構築され、社員の意識も高いことが多い。では、なぜそのような組織においても不祥事が生じるのであろうか？

これは、むしろ著名企業、歴史のある名門企業であるからこそ起こるケースが多いのではないか。

名門企業には長い歴史がある。先輩たちから脈々と築いてきた「しきたりや慣行」がある。これらが、時代の経ても「不変の真理」であればそれは今後も

守るべき「よき慣行」であろう。しかし、中には、時代に合わなくなり、改めるべきあるいは無くすべき慣行も含まれていると考えられる。これは、昨今の技術的不祥事の事案を見ていると、そういう改めるべき伝統があったといわざるを得ない。

何故、そうなるのだろうか？

- (1) 自分たちへの絶対的な自信。特に品質面では「過剰品質」であるというぐらいの過信言い換えると名門のプライド
- (2) 過去からもやってきて問題もなかったという実績への過信
- (3) まわりでもやっているという妙な連帯感
- (4) なんとなく上司も知っているようであるが、見て見ぬふりが伺える。黙認がまかり通っている。社内では許容範囲であるとのダブルスタンダードの組織的容認

歴史のある名門企業では、脈々とした伝統が時代や社会に合わなくなってきたことに気付かせない、あるいは気づくことを遅延させてしまうことが多くなる土壤がある。

経営者のリーダーシップはとても重要である。さらに難しいのは、経営者が口を酸っぱくしても、実行しない、改めようとしなない組織風土を変えることである。

風土を変えるには、懲罰強化もある。しかし、何よりも前向きな経営施策がより受け入れられるであろう。それは何か？

それは、その組織への正しい「誇り」であり、自分ブランドへのこだわりであろう。

誇りと驕りでは次元の違う概念である。誇りを持ちながらも謙虚に誠実に業務に励むことが何よりの内部統制である。各人が、時折、自分の名刺を見て、その重みや「自分ブランド」を再認識し、絶対に不正には手を染めないという固い決意を行うことが、組織運営の最大の内部統制になると考える。

プロフィール



大森 一幸

早稲田大学政治経済学部卒業。公認会計士。

2017.6 有限責任あずさ監査法人パートナー（品質管理本部長）で退職後、同年みのり監査法人理事長就任。

他、早稲田大学大学院および関西学院大学院非常勤講師、日本公認会計士協会、企業等での研修講師の多数の実績。

平成29年度・平成30年度日商簿記 検定改定項目の指導法について

渡邊 圭

目 次

1. 研修会の概要
2. 平成29年度から平成30年度の日商簿記検定2級改定項目
 - (1) 固定資産に関する項目
 - (2) 外貨建取引に関する項目
 - (3) 課税所得に関する項目
 - (4) 連結会計に関する項目
 - (5) 税効果会計に関する項目
3. 研修会を終えて

1. 研修会の概要

千葉商科大学会計教育研究所「瑞穂会」主催第2回会計・商業教育研修会（以下、研修会とする。）は、高等学校教員を対象に商業科における簿記・会計科目の生徒指導をより充実させることを目的として第1回会計・商業教育研修会⁽¹⁾に引き続き開催した。研修会では、日本商工会議所簿記検定（以下、日商簿記検定とする。）の平成29年度・平成30年度改定項目を中心に簿記・会計の指導方法について検討を行った。

第1回会計・商業教育研修会では、簿記・会計の分野に興味関心のある生徒に対して、日商簿記検定や税理士試験といった高度な資格取得をしたいという生徒のニーズに対応するためには、簿記部等の部活動により、資格取得を目的とした教育計画を作成

表1 「全日制における高等学校の商業科設置学校数と全学校数の割合」

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
商業科数	658	647	623	608	600	593	574	570	561	558
全学科数	6,396	6,345	6,279	6,231	6,188	6,119	6,059	6,054	6,022	6,000
割合	10.3%	10.2%	9.9%	9.8%	9.7%	9.7%	9.5%	9.4%	9.3%	9.3%

(注)：文部科学省「学校基本調査」を参考に筆者作成。

表2 「平成29年度・平成30年度日商簿記検定2級改定項目」

平成29年度日商簿記2級検定改定項目	
改定内容	項 目
追 加	圧縮記帳(直接減額方式)
	ファイナンス・リース取引の借手の処理(利子込み法と利子抜き法)
	オペレーティング・リース取引の借手の処理
	外貨建取引(外貨建の営業取引、為替予約の振当処理) ※為替予約差額は期間配分しないケースのみ
	課税所得の算定方法
	外貨建売上債権・仕入債務等の換算
	連結会計 資本連結(子会社の支配獲得時の時価評価等は除く)、非支配株主持分、のれん、 連結会社間取引の処理、未実現損益の消去(棚卸資産・土地のみ、ダウンストリーム)、 連結精算表・連結財務諸表の作成

(注)：筆者作成。

平成30年度日商簿記2級検定改定項目	
改定内容	項 目
追 加	連結会計の未実現損益の消去(アップストリーム)
	税効果会計 ※引当金、減価償却、その他有価証券に係る一時差異に限る。 ※繰延税金資産の回収可能性の検討は除外
	製造業を営む会社の決算処理(商的工業簿記)

(注)：筆者作成。

して指導を実施することが望ましいという1つの結論が提案された。

表1で示したように商業科を設置している高等学校数は毎年減少している。しかし、平成28年度では前年に比べて減少数が少ない結果となった。商業科は、企業の経営活動に必要な不可欠な知識及び技術を生徒に身に付けさせることができ、かつ、そのような人材を企業に輩出し、企業活動の持続性を高めることができれば、雇用、税収、公共サービス等をより充実させることも可能である。

上記のような問題意識に基づいて、日商簿記検定2級改定項目が導入された背景を整理した。検定問題の解き方だけでなく、理論的な背景を生徒に身に付けさせることで、企業のニーズに対応した職業会計人の育成に少なからず寄与できると考えたためである。

2. 平成29年度から平成30年度の日商簿記検定2級改定項目

平成29年度日商簿記検定2級の改定項目を表2に示す。

改定項目を大別すると、固定資産に関する項目、外貨建取引に関する項目、課税所得に関する項目、連結会計に関する項目、税効果会計に関する項目の5つに区分することができる。

(1) 固定資産に関する項目

日商簿記検定2級の出題範囲として新たに、直接減額方式による固定資産の圧縮記帳、リース取引が加わった。固定資産の圧縮記帳とは、補助金または保険金収入で取得した固定資産の取得原価から補助金等に相当する金額を控除する会計処理方法である。固定資産の圧縮記帳は直接減額方式による会計処理が原則であるが、例外として積立金方式による会計処理も企業会計上において認められている。

補助金とは、広辞苑に「不足を補うための金銭であり、国または地方公共団体が、特定の事業の促進を期するために、国または地方公共団体が公共団体・私的団体・個人に交付する金銭給付」と示されている。補助金は、政府が政策目標を達成するため、その特定の事業に対して設備費等の一部を負担する金銭である。

例えば、我が国では平成9年12月に京都議定書（正式には、「気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書」）が国際協定され、CO₂等の現状で発生している温室効果ガスを段階的に削減する政策目標を掲げた。経済産業省資源エネルギー庁は平成29年5月に「省エネルギー投資促進に向けた支援補助金」の公募を企業に対して行った⁽²⁾。公募の対象となった企業は、対象となる設備費等の購入にあたり補助率3分の1または2分の1の補助金が給付され受取ることができる。これ以外にも、現在では様々な補助金が政府から公表されている。

直接減額方式による固定資産の圧縮記帳は、国庫補助金収入額とその補助金と同額の固定資産圧縮勘定（費用）を計上し、補助金による利益額が発生しないようにするための会計処理方法である。

表3 「圧縮記帳の効果を示した損益計算書の一部」

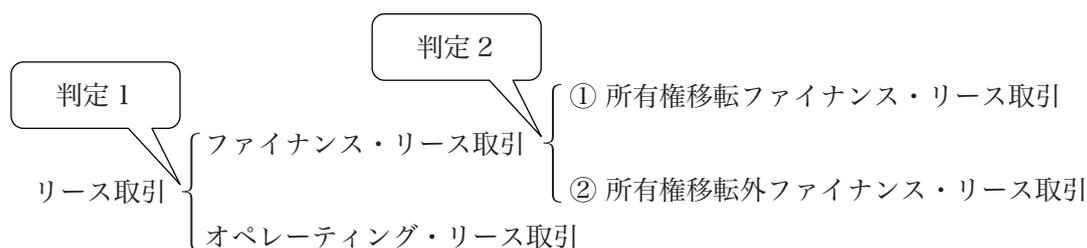
損益計算書（一部）	
×1年4月1日～×2年3月31日（単位：円）	
VI 特別利益	
国庫補助金受贈益	60,000
VII 特別損失	
固定資産圧縮損	60,000
税引前当期純利益	0

(注)：筆者作成。

国庫補助金等に課税すれば、それによって予定した資産の取得が困難となって補助効果を減殺し、また、貨幣価値の変動を主たる要因とする保険差益は、法人の意思に反して実現したものであり、これに課税すれば、災害復旧を阻害することになる⁽³⁾。補助金等による益金の額と固定資産圧縮損による損金の額を相殺させ法人税法上で課税所得が生じないようにしている⁽⁴⁾。このことから、法人税法上で直接減額方式による圧縮記帳の会計処理が認められているのである。

リース取引は、特定の物件の所有者（貸手：レッサー）が、物件の借手（レシー）に対して、リース期間にわたり使用する権利を与え、借手は貸手へ契約により合意されたリース料を支払う取引である。リース取引は図1のような形で判定される。

図1 「リース取引の判定」



(注)：筆者作成。

ファイナンス・リース取引は、リース期間の途中で解約できず、リース物件の使用に伴うコスト（電気代等）を実質的に借手が負担する取引である⁽⁵⁾。物件の所有権は貸手のリース会社にあるが、実際に物件を使用しているのは借手である。借手は、リース取引の実態を明らかにするため「リース資産」勘定（資産）と将来貸手に支払うリース料を「リース債務」勘定（負債）として会計処理を行う⁽⁶⁾。ファイナ

ンス・リース取引と有形固定資産の割賦購入取引は類似しており、ファイナンス・リース取引は通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う。

オペレーティング・リース取引は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行う。借手は支払ったリース料を支払リース料勘定（費用）の借方に記帳する。

図2 「判定1: 現在価値基準と経済的耐用年数基準（日商簿記検定1級で出題）」

現在価値基準

経済的耐用年数基準

$$\frac{\text{リース料総額の割引現在価値}}{\text{見積現金購入価額}} \geq 90\%$$

$$\frac{\text{リース期間}}{\text{経済的耐用年数}} \geq 75\%$$

※いずれかの基準を満たした場合、ファイナンス・リース取引となり、いずれの基準も満たさなければオペレーティング・リース取引と判定される。

(注)：筆者作成。

また、ファイナンス・リース取引のうち、下記のいずれかの要件を満たせば所有権移転ファイナンス・リース取引となる。

- ①譲渡条件付リース取引…リース契約満了後、物件の所有権が借手に移転する。
- ②割安購入選択権…リース契約満了後、借手が物件購入の選択をできる権利が与えられる。
- ③特別仕様物件…借手の用途に合わせて、物件を製作または建設する。

コピー機を購入すると、インク、ドラム等の消耗品は購入者が自己負担しなくてはならないが、リース契約にすると、消耗品の交換を無償でリース会社が管理してくれることもあり、購入するよりもリースを選択した方がコストを低減できる場合がある（日商簿記検定1級原価計算の意思決定で具体的に問われる）。

表4 「リース取引、レンタル、割賦購入の用語整理」

	ファイナンス・リース	オペレーティング・リース	レンタル	割賦購入
対象者	特定の個人・法人	特定の個人・法人	不特定多数の個人・法人	特定の個人・法人
対象物件	機械・設備等	一般の機械・設備等	一般の機械・設備等	機械・設備等
使用目的	長期的に使用	短期的に使用	一時的に使用	長期的に使用
契約期間	2年～6年	1年～3年程度	1ヶ月以内	1年～3年程度
料金	レンタルより割安 割賦と同様	リース・レンタル・割賦 より割安	リース・割賦より割高	レンタルより割安 リースと同様
中途解約	原則不可	一定期間は可能	一定期間後は可能	原則不可
所有権	リース会社	リース会社	レンタル会社	購入者 販売先に留保
契約終了時	返還・再リース	返還・再リース	返還	所有権移転
管理・補修費	リース会社	リース会社	レンタル会社	購入者

(注)：NTTファイナンスHP

URL http://www.ntt-finance.co.jp/service/introduction_lease/difference/index.html (アクセス：平成29年12月4日) を参考に加筆して作成。

(2) 外貨建取引に関する項目

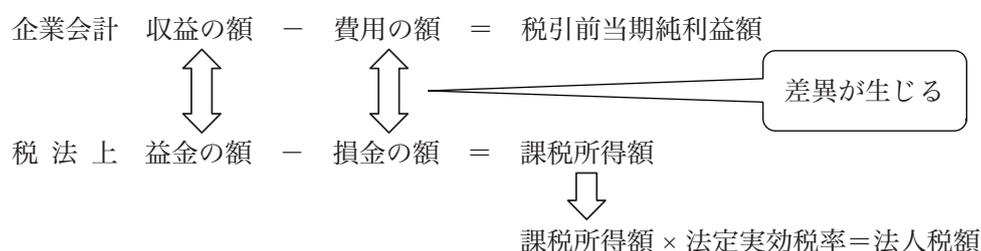
外貨建取引とは、取引価額をドルやユーロ等の外貨で行う取引であり、日本の企業が外国から商品を購入、外国の企業へ商品を輸出する場合の取引である。外貨建取引は、外貨の金額を日本の「円」に換算して会計処理を行う。日商簿記検定2級では、外貨建取引に加えて為替予約の振当処理も出題範囲となっている。為替予約とは、将来の一定時点において、ある一定量の通貨を他の通貨による一定の価額で売買する契約である。為替相場は変動するため、決済時に多額の為替差損が生じる可能性があり、こ

のような為替リスクを回避(ヘッジ)するために、事前に決済時の為替相場(先物為替相場(Forward Rate:FR))を決めておくことができる。

(3) 課税所得に関する項目

法人税等の算定にあたって、従来の日商簿記検定では税引前当期純利益に法人税率を乗じて計算していたが、本来は、課税所得をベースに計算する。企業会計上の利益と税法上の課税所得の算定方法の概要を下記に示す。

図3 「課税所得と法人税額の算定」



差異の分類

差異	永久差異	受取配当金の益金不算入額、交際費等の損金不算入額、寄附金等の損金不算入額、罰科金の損金不算入額	
	一時差異	期間差異	将来解消される棚卸資産の評価損等
		純資産直入項目	その他有価証券の時価評価差額のうち純資産の部に計上されたもの等

(注)：筆者作成。

法人税法に基づいた場合、収益に近い考え方の「益金」、費用に近い考え方の「損金」により課税所得を算定する。法定実効税率は、法人税・住民税及び事業税を合わせた総合的な税率となる。課税所得の算定の手続きは、企業会計上の税引前当期純利益を基準にして、そこから益金・損金として算入できる金額と不算入の金額を加減して課税所得額を算定する。これは、株主総会で確定した決算書に基づいて課税所得額を算定するという確定決算主義の考え方を採用しているためである(法人税法74条)。

(4) 連結会計に関する項目

連結会計の会計思考が芽生えたのは今から100年以上遡る。100年以上前のアメリカでは、ある企業が他の企業の株式を保有し数多くの企業を結合する方法が盛んに行われていた⁽⁷⁾。持株会社は、同じ業種における企業の株式を全部または大部分を所有し子会社の取締役を任命して経営を行い、その結果、持株会社は子会社の財産をすべて所有したかのように振舞ったのである⁽⁸⁾。このような状況下で、企業集団全体の損益が表示されていない損益計算書(個別上)は正しいものとはいえない⁽⁹⁾。子会社に配当を行わせることによって、損失を計上した子会社は配当を行わず、利益を計上した子会社には巨額の配当を行わせて企業集団全体の利益を過大に表示させるという利益操作が持株会社の取締役の権限で行われた⁽¹⁰⁾。持株会社による子会社の配当政策を通じて利益操作ができないよう、企業集団全体の損益を明らかにするという方法によって防止しようとしたのである⁽¹¹⁾。

このような会計上の問題から連結会計の考え方が芽生えたのである。Maurice Moonitzは「連結財務諸表は…アメリカにおける企業結合の動きが示した独特の形態を会計という水準に反映したものである。このような歴史的諸条件が相当に変化する場合には、変化した環境に一層適した様式が連結財務諸表にとって代わることになる⁽¹²⁾」と述べている。我が国では、企業会計審議会から昭和50年6月24日付けで「連結財務諸表の制度化に関する意見書」が公表された⁽¹³⁾。

現在では、企業会計基準委員会から平成25年9月13日に「企業会計基準第22号連結財務諸表に関

する会計基準」が公表されており、連結財務諸表作成の目的を「連結財務諸表は、支配従属関係にある2つ以上の企業からなる集団(企業集団)を単一の組織体とみなして、親会社が当該企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を総合的に報告するために作成するものである⁽¹⁴⁾」と示されている。

親会社は通常、子会社株式を所有しているため、親会社の貸借対照表上には、他の資産とともに子会社投資勘定が示されていることから、この投資勘定の金額が大きくなればなるほど、投資勘定のままで表示しておくのは、財政状態を明瞭に示すことにならない⁽¹⁵⁾。そのため、財政状態を総合的に報告する連結貸借対照表も必要になるのである。

大規模な企業の場合、一般的に、単独で事業を展開するのではなく企業集団により活動している。例えば、本田技研工業株式会社は、子会社が300社以上存在する⁽¹⁶⁾。企業集団で事業を展開する場合、製造部門と販売部門を別会社にしたり、地域別に販売会社を設置したりするため、親会社だけの会計情報を入手しても企業全体の実態をつかみきることができないのである⁽¹⁷⁾。

また、親会社は不良在庫を子会社に高く売りつけたり、子会社の棚卸資産を安く購入したり、利益操作することが可能である⁽¹⁸⁾。時価が下落した土地も、子会社に現時点の時価よりも高い価格で売却すれば親会社は利益を計上することが可能である⁽¹⁹⁾。このため、連結会計では親子会社間の取引は連結修正仕訳によって相殺消去を行い、親会社は連結修正後の企業集団全体の会計情報を表示した連結財務諸表を作成するのである⁽²⁰⁾。

基本的な連結財務諸表を作成するための手続きは次のとおりである。

- ①支配獲得時の子会社の時価評価(日商簿記検定1級の出題範囲)
- ②投資と資本の相殺消去
- ③のれんの償却
- ④子会社の純利益・純損失の振替え
- ⑤配当金の修正
- ⑥内部取引高(売上高・受取利息等)と債権・債務の相殺消去

- ⑦期首・期末棚卸資産に含まれる未実現損益の消去
- ⑧期首・期末貸倒引当金の減額修正
- ⑨土地等に含まれる未実現利益の消去
- ⑩建物・備品等に含まれる未実現利益の消去（日商簿記検定1級の出題範囲）

なお、平成29年度はダウンストリーム（全額消去・親会社負担方式）のみが出題されるが、平成30年度からはアップストリーム（全額消去・持分按分負担方式）も出題される。上記の手続きのうち、日商簿記検定1級の出題範囲と示した部分は、今後日商簿記検定2級に組み込まれる可能性も考えられる。

(5) 税効果会計に関する項目

税効果会計は、法人税等を適切に期間配分することで、税引前の当期純利益と法人税等を合理的に対応させることを目的としている。例えば、下記の損益計算書のように税引前当期純利益が¥2,000であ

り、法定実効税率が30%であれば、企業会計上の法人税等の額は $¥2,000 \times 30\% = ¥600$ となる。しかし、法人税等の計算は課税所得額から算定されるため、課税所得から算定した法人税等の額を¥900とする。

これにより法人税等は、企業会計上の¥600と課税所得計算上の¥900となり差異が生じる。企業会計上で、法人税等を費用として認識する場合、 $¥900 - ¥600 = ¥300$ の調整をしなければならない。このような差異を、一時差異といい、これは企業会計上の資産または負債の額と課税所得計算上の資産または負債の額との差額であり、将来に売却・決済等によって差異が解消される。日商簿記検定2級における出題範囲の税効果会計では、一時差異を中心に扱っている。

差異が発生した場合、法人税等を加減（法人税等調整額）するとともに、税金を前払いしていると考えられる繰延税金資産、税金を未払いしていると考えられる繰延税金負債を計上する⁽²¹⁾。

図4 「税効果会計調整前と調整後の損益計算書」

損益計算書（調整前）			損益計算書（調整後）		
税引前当期純利益		2,000	税引前当期純利益		2,000
法人税等	900		法人税等	900	
—	—	900	—	△300	600
当期純利益		1,100	当期純利益		1,400

(注)：筆者作成。

日商簿記検定2級出題範囲の、具体的な差異の項目は下記のとおりである。

表5 「日商簿記検定2級出題範囲の一時差異項目」

項目	概要
引当金	企業会計上においては経営者の判断で引当金の繰入額を費用計上しているが、税法上は一定の限度額のみ損金算入を認めている。企業会計上と税法上で貸倒引当金の見積額が異なり、税法上の繰入限度額を超過した場合は、一時差異が生じる。設定対象となっている債権の回収不能による取崩しが行われて解消される。
減価償却	耐用年数は企業会計上において経営者の判断によって設定されるが、税法上は減価償却資産の耐用年数を細かく定めている。このような見積りの差異から、税法上の償却限度額を超過した場合に一時差異が生じる。減価償却資産の売却、廃棄等が行われた場合に一時差異は解消する。
その他有価証券の時価評価による評価差額	その他有価証券は税法上では取得原価のまま次期に繰り越されるため、企業会計上で時価評価して評価差額がある場合、一時差異として税効果会計を適用する。

(注)：筆者作成。

我が国では、企業によっては税法に準じて会計処理を行う慣習がある⁽²²⁾。税法上の規定により会計処理を行えば企業会計上と税法上の会計処理に差異が生じないため税効果会計の手続きをしなくてもよくなる。しかし、税法上の規定が企業の実態にすべて対応できるわけではない。例えば、耐用年数規定であるが、税法上は耐用年数表に細かく減価償却資産の耐用年数が示されている⁽²³⁾。一般用の自動車は耐用年数4年と示されているが、海沿いに店舗がある場合、潮風で自動車にサビがつき、これを考慮して耐用年数を2年または3年と設定する企業が存在するかもしれない。そのため、税効果会計の考え方は実務上においても必要であると考ええる。

3. 研修会を終えて

日商簿記検定は段階的改定が行われ、これらの項目は実務的な要素が含まれており、それらに対応させた検定に変化した。現在の企業では弥生会計等の会計ソフトを利用して会計処理を行っている。そのため、ICT (Information and Communication Technology) を活用した簿記の授業を導入した指導法も考えられる。しかし、ICTの時代であっても、手書きによる簿記の指導は、書かせる行為によって生徒に学ばせたり、科目名の漢字を覚えさせたりすることができる等の利点がある⁽²⁴⁾。どちらの指導法を選択するかは生徒の能力に合わせて検討する必要がある。

今回の段階的な改定項目は、上述したように実務的な要素が含まれている。教科書や問題集の内容を整理することも重要であるが、実際に行われている企業活動や制度的な背景を調査して、その内容をわかりやすく生徒に伝えることも今後重要になると考える。上述した内容により、研修会を終了した。

- (1) 第1回会計・商業教育研修報告「平成28年度日商簿記検定改定項目と指導計画の再検討―商業科における高等学校の生徒を対象とした指導計画に関する一考察―」『会計教育研究』Vol.3, 千葉商科大学会計教育研究所, 平成29年3月, 12-17頁。
- (2) 経済産業省資源エネルギー庁HP
URL: http://www.enecho.meti.go.jp/appli/public_offer/1704/170426a/ (アクセス: 平成29年12月4日)。
- (3) 山本守之『体系法人税法 32訂版』税務経理協会, 平成27年, 1137頁。
- (4) 同上書, 1138頁。
- (5) リース期間の途中で「解約できない」というのは、法的ではなく、実質的に解約できないという意味である。リース期間の途中で解約を行うと借手は貸手に違約金を支払わなければならない。通常、借手は違約金を支払うリスクを回避するために解約しないという仮定に基づき「解約できない」として考えると考えられる。
- (6) リース資産を使用しているため、これを支払リース料勘定として費用処理すれば、貸借対照表に資産として表示されないため実態を明らかにすることができない。例えば、航空会社が飛行機をリース取引し、貸手にリース料支払時に支払リース料勘定として費用処理した場合、飛行機を使用しているにもかかわらず貸借対照表に「飛行機」が表示されないのである。
- (7) Arthur Lowes Dickinson. 1904. September 27. *The Profits of a Corporation. A Paper Read Before The Congress of Accountants 2ed, At St. Louis.* Arno Press Inc. p.29.
- (8) *Ibid.*, pp.29~30.
- (9) *Ibid.*, p.30.
- (10) *Ibid.*, p.30.
- (11) 榎岡源一郎「20世紀初頭における連結会計」『千葉商大論叢・紀要』第18巻第2号, 千葉商科大学国府台学会, 昭和55年10月, 383頁。
- (12) Maurich Moonitz. 1951. *The Entity Theory of Consolidated Statements.* Brooklyn The Foundation Press, Inc. p.1. (片野一郎監訳・白鳥庄之助訳『ムーニッツ連結財務諸表論』同文館, 昭和39年, 7頁。)
- (13) 番場嘉一郎『連結財務諸表原則詳解』大蔵財務協会, 昭和50年, 9頁。
- (14) 企業会計基準委員会「企業会計基準第22号連結財務諸表に関する会計基準」平成25年9月13日, 3頁。
- (15) 稲垣富士男『連結財務諸表詳解 5版』中央経済社, 昭和51年, 25頁。
- (16) 本田技研工業株式会社が平成29年6月22日に提出した有価証券報告書を参照。
- (17) 田中弘『新財務諸表論 第3版』税務経理協会, 平成19年, 809~810頁。
- (18) 同上書, 810頁。
- (19) 同上書, 810頁。
- (20) 連結財務諸表は、金融商品取引法適用会社(金融商品取引法24条1項)や会社法444条3項の規定による有価証券報告書を提出する大会社に作成義務があるほか、会計監査人設置会社では、任意で連結計算書類を作成することができる。
- (21) 繰延税金資産と繰延税金負債の双方が計上された場合、貸借対照表に表示する時は原則として繰延税金資産と繰延税金負債を差し引いた純額で表示する。
- (22) 岡本史郎『実学 中小企業のパーフェクト会計』ダイヤモンド社, 平成23年, 17頁。
- (23) 国税庁HP耐用年数表
URL: https://www.keisan.nta.go.jp/survey/publish/34255/faq/34311/faq_34353.php (アクセス: 平成29年12月11日)。
- (24) 島本克彦『簿記教育上の諸問題』関西学院大学出版会, 平成27年, 239頁。

プロフィール



渡邊 圭

- 〈学歴〉平成20年3月 千葉商科大学 商経学部 商学科 卒業
 平成22年3月 千葉商科大学大学院 商学研究科 修士課程 修了
 平成24年3月 千葉商科大学大学院 経済学研究科 修士課程 修了
 平成29年3月 千葉商科大学大学院 政策研究科 博士課程 単位取得満期退学
- 〈職歴〉平成24年4月 千葉商科大学 会計教育研究所 助教
 平成25年4月 千葉商科大学 商経学部 非常勤講師
 平成29年4月 千葉商科大学 会計教育研究所 専任講師
- 〈職務〉千葉商科大学会計教育研究所「瑞穂会」にて、税理士試験講座(簿記論・財務諸表論)および日商簿記検定1級~3級講座を本学の学生を対象に無料で開講し資格取得指導を行っている。

簿記教育における教授法の研究 — 高校商業教育における 反転学習の可能性 —

近藤 真唯

千葉 啓司

1. はじめに

我が国では、学習指導要領試案(昭和22年、文部省)職業科商業にて「簿記」が設定されたことが、戦後の学校教育、特に初等中等教育における簿記教育の始まりである。その後、職業科商業から教科商業科に改正¹され、実社会の変化に合わせて学習指導要領の改訂²が約10年に一度のペースで実施されているが、簿記は商業教育における基礎基本として常に位置づけられ、今日まで重点的に指導がされている。その指導方法は、教育現場において資格検定の取得が重要視されていることもあり、効率よく指導可能な伝統的な一斉講義型いわゆる「チョーク&トーク」が用いられることが一般的である。

一方、実社会では技術革新によるICT(Information and Communication Technology)化が進み、さまざまな分野に多様な変化がもたらされている。教育においても同様で、我が国では「2010年代中には、全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校で教育環境のIT化を実現するとともに、学校と家庭がシームレスでつながる教育・学習環境を構築し、家庭での事前学習と連携した授業など指導方法の充実を図る³」ことを目指しており、教育用情報端末やデジタル教科書の配布、ICTを利活用するための学習環境整備が進められている。海外においては、ICTを利活用したバーチャルスクールや学習支援プログラムなどが導入され、遠隔地での就学機会の増加や学力に困難のある生徒の成績向上などの効果を挙げている。

さらに、「主体的・対話的で深い学び⁴」(アクティブ・ラーニング)の必要性が叫ばれる中、学習過程の質的改善が学校教育において求められている。ペアワークやグループ学習、協働学習などといった学習形態を用いた授業づくりや授業改善が実施されているが、これらの学習形態は一斉講義型に比べて時間の確保が難しいことは周知の事実であり、また

授業改善の指針として「Emphasizes time on task」(Chickering A.W., Gamson Z.F., 1987)が重要視されていることから、授業時間等で制約を受ける現行の学校教育では教育環境、特に学習時間に関する環境を整備することには限界がある。

このような背景から、筆者らは高校簿記教育における新たな指導方法の整備を検討する必要があると考える。本稿では、千葉県・埼玉県の簿記を学ぶ公私立高校生にアンケート調査を実施し、その結果から高校生のICT活用および簿記学習に関する実態を明らかにするとともに、インターネット動画などを利用して基本的な学習を授業前に実施し、知識定着などのための学習を授業時に実施する指導方法である「反転学習」の可能性について考察する。

2. 反転学習とブレンディッドラーニング

反転学習とは、生徒が学校と自宅で行う学習を「反転」させる学習形態である。つまり、一斉講義型の授業を教室ではなく自宅で予め視聴し、知識定着や応用力育成が目的の宿題を自宅ではなく教室での授業内で実施するものである。(図1)反転学習における授業視聴はインターネットに配信された動画を視聴するのが一般的であることから、eラーニングと対面学習とを組み合わせたブレンディッドラーニングの一形態といえる。



図1 反転学習のイメージ図

ブレンディッドラーニングを取り入れることで、eラーニングと対面学習のメリットを生かしつつデメリットを相互に補完し合うことができ、学習効果および生徒の学習意欲の向上、生徒の孤立および成績不良の防止が期待できる。また、協働学習など「主体的・対話的で深い学び」が得られる学習形態を実

施するための時間的余裕を与えてくれることから、文部科学省から求められている学校教育のあり方を実践するために適した学習形態と言える。

3. 調査の概要

3.1 調査の目的

前述の背景を基に、高校簿記教育における新たな指導方法の整備について検討するためには、簿記教育を学ぶ高校生の実態を把握する資料が必要となる。そこで、高校生の簿記教育の学習状況、資格検定の取得状況、生徒個人のICT環境などを調査した。

本調査では、千葉県および埼玉県の教科商業科が配置されている公立高校3校の簿記を学ぶ生徒に対し以下の事項について質問した。

- 簿記の学習状況
学校および自宅での簿記の学習状況を調査し、新たな学習方法の構築の可能性について検討する基礎資料とする。
- ICT利活用状況
生徒のICT環境の形態や利用状況を調査し、eラーニングをはじめとするICTを活用した簿記教育システムの整備に必要な条件を検討する基礎資料とする。
- 学習用動画に関するニーズ
ICTを活用した簿記教育システムのコンテンツ等の詳細を検討する基礎資料とする。

3.2 調査の対象および方法

本アンケート調査は、2016年7月に教科商業科が配置されている3校(A高校：千葉県・公立、B高校：千葉県・私立、C高校：埼玉県・公立)に対して実施した。

3.3 調査の内容

3.3.1 基本属性

回答者の学年、性別、学校名および学科名を回答させた。

3.3.2 簿記の学習状況

まず、高校在学中に取得した簿記に関する資格検定を回答させた。全国商業高等学校協会簿記実務検定試験(以下、全商)等について3級以上を選択肢

として用意し、全商1級については取得科目記入欄を設けた。

次に、日常の予習・復習・課題等に費やす学習時間および資格検定試験1週間前に費やす学習時間を回答させた。学習時間については、それぞれの設問において30分を一単位とし、「0～30」「31～60」「61～90」「91～120」「121～150」「151～180」「181～210」「211～240」「241以上」を選択肢として用意した。

さらに、授業以外で学習する際に使用する教材を回答させた。教材の選択肢として、「教科書」「学校の問題集」「市販テキスト」「市販問題集」「専門学校テキスト」「専門学校問題集」「簿記学習用動画」「簿記学習用サイト」を設定したうえで「その他」として自由記述欄を用意、複数選択可とした。

そして、簿記の学習形態を回答させた。「講義中心の授業」「問題演習中心の授業」「検定対策中心の授業」「グループワーク中心の授業」「個別指導中心の授業」を選択肢として設定し、「その他」として自由記述欄を用意した。

3.3.3 ICT利活用状況

情報端末(スマートフォン、タブレット端末、PC)について、個人で所有しているか、もしくは自由に使用できるかについて回答させた。その際、所有もしくは使用できる情報端末のOSについても選択させた。

次にインターネット利用の有無および利用時の情報端末の種類について回答させた。後者については、インターネット利用時に使用するすべての情報端末を選択させたうえで、その中で最も使用する頻度の高い情報端末を回答させた。

3.3.4 学習用動画に関するニーズ

インターネット動画および学習用動画の視聴の有無について回答させた。視聴する場合はさらにそれぞれの1週間の視聴時間について回答させ、30分を一単位とし、「0～30」「31～60」「61～90」「91～120」「121～150」「151～180」「181～210」「211～240」「241以上」を選択肢として用意した。

また、簿記学習用動画サイトを利用したいかについて、「はい」「いいえ」で回答させた。その際、集中して視聴できる動画の長さについて回答させ、5分を一単位とし、「1～5分未満」「5～10分未満」「10

～15分未満」「15～20分未満」「20～25分未満」「25～30分未満」「30分以上」を選択肢として用意した。

4. 調査結果と分析

4.1 回答者の所属と度数および検定取得状況

A高校(千葉県・公立)154名(14.5%)、B高校(千葉県・私立)363名(34.2%)、C高校(埼玉県・公立)545名(51.3%)の合計1,062名(100%)の生徒から回答が得られた。この生徒の学年、性別、全商簿記実務検定の各級取得状況について、表1に示す。取得状況については、アンケート調査時に取得済みで最も上級のもので集計した。高校1年生に関しては、アンケート実施時期の問題もあり、検定取得者が13.6%と低めになっているが、2年生では76.2%、3年生では92.2%が取得済みとなっている。よって、1年生は簿記初心者として、2・3年生は簿記に対する一定の理解がある者としてアンケートを回答していることが推察できる。

4.2 簿記の学習状況

生徒の授業以外での簿記学習時間についての調査結果を、表2に示す。通常時はどの学年も「0～30」分の学習時間が最も多いが、その割合は1年生が最も低く、学年が上がることでそれは急増した。(表2(a))教科商業科における簿記の授業は高校から設定されるため、初めて簿記を学習する1年生が予・復習等に時間を掛けようとするのは理解しやすい。2年生以上の学習時間が大幅に減少している理由は不明であるが、少なくとも高校生には簿記の学習習慣が身につけていないことがわかる。一方、検定1週間前になるとどの学年も学習時間が大幅に増加した。(表2(b))どの生徒も検定に合格するためにその対策として学習時間が増加していると考えられるが、逆に検定「合格」などといった評価が得られる機会の直前でしか主体的な学習を行わないことがわかる。このことは、生徒の簿記に関する知識・技術の記憶は短期的なものである可能性も示唆している。

表1 アンケート回答生徒の詳細

学年	性別	全国商業高等学校協会					合計
		1級	1級 (科目合格)	2級	3級	取得なし	
高校1年生	女	度数				14	219
		割合(性別)				6.4%	93.6%
		割合(学年)				4.1%	60.7%
	男	度数				32	119
		割合(性別)				26.9%	73.1%
		割合(学年)				9.5%	25.7%
高校2年生	女	度数	6	6	130	99	309
		割合(性別)	1.9%	1.9%	42.1%	32.0%	22.0%
		割合(学年)	1.1%	1.1%	22.9%	17.5%	12.0%
	男	度数	8	8	60	115	258
		割合(性別)	3.1%	3.1%	23.3%	44.6%	26.0%
		割合(学年)	1.4%	1.4%	10.6%	20.3%	11.8%
高校3年生	女	度数	24	0	17	15	58
		割合(性別)	41.4%	0.0%	29.3%	25.9%	3.4%
		割合(学年)	15.7%	0.0%	11.1%	9.8%	1.3%
	男	度数	26	6	30	23	95
		割合(性別)	27.4%	6.3%	31.6%	24.2%	10.5%
		割合(学年)	17.0%	3.9%	19.6%	15.0%	6.5%
計	女	度数	30	6	147	128	586
		割合(性別)	5.1%	1.0%	25.1%	21.8%	46.9%
		割合(学年)	2.8%	0.6%	13.9%	12.1%	26.0%
	男	度数	34	14	90	170	472
		割合(性別)	7.2%	3.0%	19.1%	36.0%	34.7%
		割合(学年)	3.2%	1.3%	8.5%	16.1%	15.5%
計	度数	64	20	237	298	1058	
	割合(性別)	6.0%	1.9%	22.4%	28.2%	41.5%	
	割合(学年)	6.0%	1.9%	22.4%	28.2%	41.5%	

表2 アンケート回答生徒の詳細

(a) 通常時(予習・復習・課題等)

学年	1日(平均)に授業以外で簿記を学習する時間(通常、単位:分)									合計	
	0~30	31~60	61~90	91~120	120~150	151~180	181~210	211~240	241以上		
高校1年生	度数	156	107	52	11	4	1	1	2	0	334
	割合(学年)	46.70%	32.00%	15.60%	3.30%	1.20%	0.30%	0.30%	0.60%	0.00%	100.00%
高校2年生	度数	405	113	27	10	4	4	0	0	2	565
	割合(学年)	71.70%	20.00%	4.80%	1.80%	0.70%	0.70%	0.00%	0.00%	0.40%	100.00%
高校3年生	度数	116	20	8	4	0	1	1	0	2	152
	割合(学年)	76.30%	13.20%	5.30%	2.60%	0.00%	0.70%	0.70%	0.00%	1.30%	100.00%
合計	度数	677	240	87	25	8	6	2	2	4	1051
	割合(全体)	64.40%	22.80%	8.30%	2.40%	0.80%	0.60%	0.20%	0.20%	0.40%	100.00%

(b) 検定1週間前(検定対策等)

学年	1日(平均)に授業以外で簿記を学習する時間(検定1週間前、単位:分)									合計	
	0~30	31~60	61~90	91~120	120~150	151~180	181~210	211~240	241以上		
高校1年生	度数	47	91	61	39	18	8	0	2	2	268
	割合(学年)	17.5%	34.0%	22.8%	14.6%	6.7%	3.0%	0.0%	0.7%	0.7%	100.0%
高校2年生	度数	84	147	135	94	43	23	19	8	13	566
	割合(学年)	14.8%	26.0%	23.9%	16.6%	7.6%	4.1%	3.4%	1.4%	2.3%	100.0%
高校3年生	度数	35	19	46	18	13	8	5	3	7	154
	割合(学年)	22.7%	12.3%	29.9%	11.7%	8.4%	5.2%	3.2%	1.9%	4.5%	100.0%
合計	度数	166	257	242	151	74	39	24	13	22	988
	割合(全体)	16.8%	26.0%	24.5%	15.3%	7.5%	3.9%	2.4%	1.3%	2.2%	100.0%

表3 授業以外での簿記の学習時間

学年	授業以外で簿記を学習する際に使用する教材									合計	
	教科書	学校の 問題集	市販 テキスト	市販 問題集	専門学校 テキスト	専門学校 問題集	簿記学習用 動画	簿記学習用 サイト	その他		
高校1年生	度数	220	292	20	19	2		6	8	21	323
	割合(学年)	68.1%	90.4%	6.2%	5.9%	0.6%		1.9%	2.5%	6.5%	31.3%
高校2年生	度数	249	519	30	27	2	6	8	14	16	558
	割合(学年)	44.6%	93.0%	5.4%	4.8%	0.4%	1.1%	1.4%	2.5%	2.9%	54.0%
高校3年生	度数	66	135	6	10	1		5	10	6	152
	割合(学年)	43.4%	88.8%	3.9%	6.6%	0.7%		3.3%	6.6%	3.9%	14.7%
合計	度数	535	946	56	56	5	6	19	32	43	1033
	割合	51.8%	91.6%	5.4%	5.4%	0.5%	0.6%	1.8%	3.1%	4.2%	100.0%

パーセンテージと合計は応答者数を基に計算されます。

表4 授業以外の簿記学習における教材使用状況

(a) 簿記の授業時間数(1週間)

授業回数	度数	割合
2回	81	7.7%
3回	276	26.1%
4回	331	31.3%
5回	87	8.2%
6回以上	283	26.7%
合計	1058	100.0%

(b) 簿記の授業における学習形態

学年	簿記授業における学習形態						合計	
	講義中心 の授業	問題演習中心 の授業	検定対策中心 の授業	グループワーク 中心の授業	個別指導中心 の授業	その他		
高校1年生	度数	33	282	30	2	0	0	336
	割合(学年)	9.8%	83.9%	8.9%	0.6%	0.0%	0.0%	31.9%
高校2年生	度数	136	318	126	4	4	2	564
	割合(学年)	24.1%	56.4%	22.3%	0.7%	0.7%	0.4%	53.6%
高校3年生	度数	30	94	34	4	0	1	153
	割合(学年)	19.6%	61.4%	22.2%	2.6%	0.0%	0.7%	14.5%
合計	度数	199	694	190	10	4	3	1053
	割合	18.9%	65.9%	18.0%	0.9%	0.4%	0.3%	100.0%

パーセンテージと合計は応答者数を基に計算されています。

生徒が主体的な学習を行わず学習習慣が身に付いていないことは、授業外での教材使用状況からも見ることができる。(表3) 91.6%の生徒が学校から買い与えられた「学校の問題集」を教材として使用しているが、当然のことながら授業時にもこの問題集を使用しているため、授業外で解答する練習問題等には量的な限界が生じ、問題演習に支障が生じる。それにも関わらず他の教材を用意していないことから、表2の内容を裏付ける結果となった。

簿記の授業実態について、表4に示す。授業時数については、平均で少なくとも週4回(4単位)以上の授業が設定されており(表4(a))、簿記の授業時数は十分に確保できていると言える⁵⁾。一方、学習形態については、「講義中心」「問題演習中心」「検定対策中心」の授業、つまり簿記における伝統的な学習形態(一斉講義型)による授業が98.4%を占めている。(表4(b)) 前述したように、アクティブ・ラーニングが広く取り扱われるようになってからは教科商業科の中でも授業づくり等で創意工夫を図る機運が高まってきているが、簿記に関しては従来の学習形態から変化していないことが改めて明らかとなった。これについては、指導者における学習形態の改善意識の有無が大きく影響していると考えられる。つまり、指導者側がさまざまな学習形態を試行したうえで伝統的な学習形態が最善策として残った、もしくは指導者側に伝統的な学習形態を肯定する何らかのメンタルモデル⁶⁾を構築したことが理由と考えられる。

4.3 ICT利活用状況

アンケート回答生徒のICT機器の所持率について、表5に示す。スマートフォンの所持率は97.9%とほぼ全員が所持しており、情報通信白書(総務省)に記載されている13~19歳の所持率81.4%(2016年)より高い数値であった。タブレット端末の所持率は24.6%、PCは75.6%、どのICT機器も所持していないのは0.6%だけであったことから、学校以外でICTを利活用した学習形態が実施しやすい環境が整いつつあることが明らかとなった。一方で、スマートフォンを所持しているがインターネットを日常利用していないという学生が一定数いるが、スマートフォンという機器の性質上、インターネットを利用していないとは考えにくい。今後のICTを利活用した学習形態の研究を進めていく上で、インターネット利用状況を精査していくとともに、生徒の情報リテラシーの高さを把握する必要がある。

4.4 学習用動画に関するニーズ

インターネット動画の視聴時間について、表6に示す。インターネット動画全般(表6(a))を視聴している割合は97.6%と非常に高く、特にスマートフォンを所持している生徒は98.3%がインターネット動画を視聴している。このことは、身近にあるICTを学習に活用するための素地が十二分に備わっていることを示している。しかし、学習用(表6(b))の視聴率は14.6%と極めて低く、また視聴している生徒でも多くは学校や教育委員会、塾などと

表5 アンケート回答生徒のICT機器の所持率

スマートフォン	タブレット端末	PC	高校1年生	高校2年生	高校3年生	合計	
持っている	持っている	持っている	度数	68	100	42	210
		割合(全体)	6.5%	9.6%	4.0%	20.2%	
	持っている	持っていない	度数	9	27	3	39
		割合(全体)	0.9%	2.6%	0.3%	3.7%	
	持っていない	持っている	度数	163	326	73	562
		割合(全体)	15.6%	31.3%	7.0%	53.9%	
持っていない	持っていない	度数	83	95	31	209	
		割合(全体)	8.0%	9.1%	3.0%	20.1%	
持っていない	持っている	度数	3	3		6	
		割合(全体)	0.3%	0.3%		0.6%	
	持っていない	度数		1		1	
		割合(全体)		0.1%		0.1%	
	持っていない	持っている	度数	6	3		9
		割合(全体)	0.6%	0.3%		0.9%	
持っていない	持っていない	度数	2	3	1	6	
		割合(全体)	0.2%	0.3%	0.1%	0.6%	

表6 インターネット動画の視聴時間

(a) 全般

学年	インターネット動画(全般)の視聴時間(単位:分)										合計
	0~30	31~60	61~90	91~120	120~150	151~180	181~210	211~240	241以上		
高校1年生	度数	74	77	42	30	21	14	12	7	51	328
	割合(全体)	7.2%	7.5%	4.1%	2.9%	2.0%	1.4%	1.2%	0.7%	5.0%	31.9%
高校2年生	度数	101	108	75	50	40	23	26	17	113	553
	割合(全体)	9.8%	10.5%	7.3%	4.9%	3.9%	2.2%	2.5%	1.7%	11.0%	53.8%
高校3年生	度数	34	28	22	12	11	5	7	7	21	147
	割合(全体)	3.3%	2.7%	2.1%	1.2%	1.1%	0.5%	0.7%	0.7%	2.0%	14.3%
合計	度数	209	213	139	92	72	42	45	31	185	1028
	割合(全体)	20.3%	20.7%	13.5%	8.9%	7.0%	4.1%	4.4%	3.0%	18.0%	100.0%

(b) 学習用

学年	インターネット動画(学習用)の視聴時間(単位:分)										合計
	0~30	31~60	61~90	91~120	120~150	151~180	181~210	211~240	241以上		
高校1年生	度数	25	7	5	4						41
	割合(全体)	16.4%	4.6%	3.3%	2.6%						27.0%
高校2年生	度数	70	13	6	1	1					91
	割合(全体)	46.1%	8.6%	3.9%	0.7%	0.7%					59.9%
高校3年生	度数	14	5							1	20
	割合(全体)	9.2%	3.3%							0.7%	13.2%
合計	度数	109	25	11	5	1				1	152
	割合(全体)	71.7%	16.4%	7.2%	3.3%	0.7%				0.7%	100.0%

表7 簿記学習用動画サイトの利用

学年	簿記学習用動画サイト		合計	
	利用する	利用しない		
高校1年生	度数	191	140	331
	割合(全体)	18.4%	13.5%	31.9%
高校2年生	度数	249	307	556
	割合(全体)	24.0%	29.5%	53.5%
高校3年生	度数	47	105	152
	割合(全体)	4.5%	10.1%	14.6%
合計	度数	487	552	1039
	割合(全体)	46.9%	53.1%	100.0%

表8 簿記学習用動画サイトへの希望コンテンツ

	応答数		ケース
	度数	割合	割合
資格検定対策問題	588	19.4%	57.9%
仕訳方法	499	16.4%	49.2%
仕訳練習問題	367	12.1%	36.2%
財務諸表の記入方法	316	10.4%	31.1%
主要簿の記入方法	307	10.1%	30.2%
補助簿の記入方法	208	6.9%	20.5%
勘定科目の説明	190	6.3%	18.7%
主要簿の練習問題	137	4.5%	13.5%
財務諸表の練習問題	106	3.5%	10.4%
補助簿の練習問題	97	3.2%	9.6%
財務諸表の説明	94	3.1%	9.3%
補助簿の説明	63	2.1%	6.2%
主要簿の説明	62	2.0%	6.1%
合計	3034	100.0%	298.9%

いった生徒が所属している諸団体から提供されている動画であり、主体的に視聴しているとは断定できない。一週間での視聴時間30分以下が71.7%と全般の視聴時間と比較すると極端に減少していることから、インターネット動画を利用した学習に対して抵抗感がある、もしくはICTが学校内外での学習に活用できるという認識がそもそも希薄である可能性がある。

一方で、簿記学習用動画サイトについては、46.9%が利用したいと回答した。(表7)ただし、学年が進むにつれて利用したい割合は1年生57.7%、2年生44.8%、3年生30.9%と減少しており、現状としてこのサイトを必要とする生徒は限定的であることは否めない。これについては、表8より57.9%

の生徒が「資格検定対策問題」を重要視していることから、資格検定の希望級合格を主目的としてサイトを利用したいと生徒は考えていると推察できる。学年が進めば簿記の習熟度は高まり、希望級合格者も増加、希望級合格という目的を達成した生徒にとっては、サイトは利用しない(必要としない)と判断するのは至極当然である。

簿記学習用動画サイトに対する要望意見をカテゴリー化したものを、図2に示す。「指導」「機能」「取扱内容」「重点的に扱ってほしい範囲」の4つの大カテゴリーを作成し、生徒の要望意見を分類した。「指導」に分類される意見が多かったが、その中で特徴的だったのは、「わかりやすい」「面白い」というフレーズが付いた回答が非常に多く挙がっていたこと

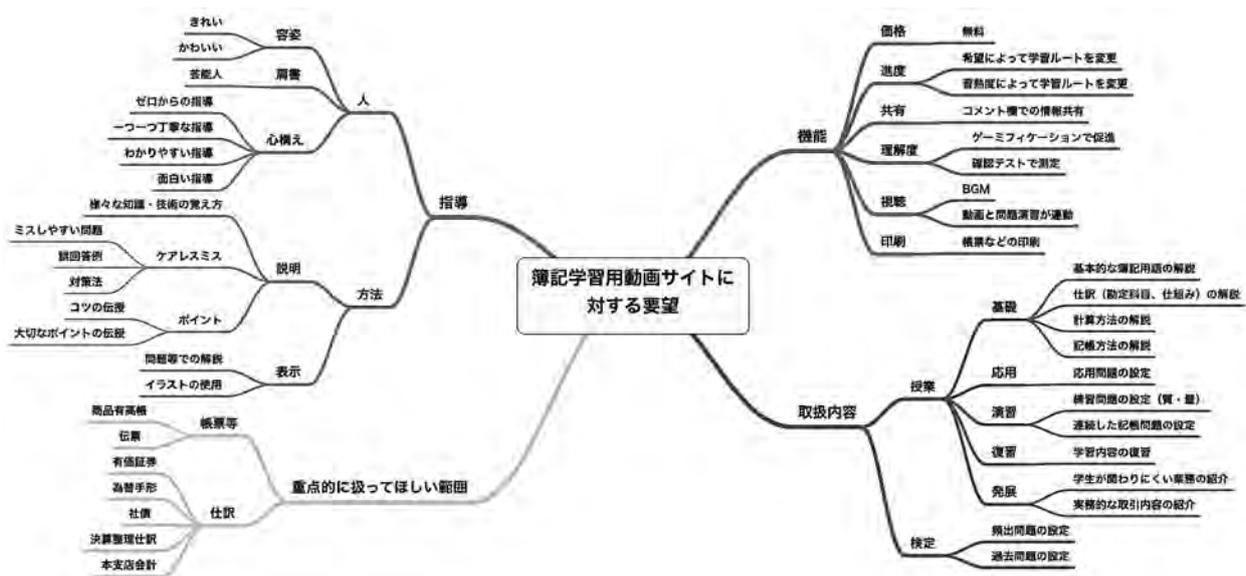


図2 簿記学習用動画サイトに対する要望一覧(マインドマップ使用)

※「マインドマップ」はアンソニー・ピーター・ブザン氏の商標登録です。

である。「要望」とは「物事の実現を強く望むこと」だが、裏を返せば「望んでいる物事が実現していない」もしくは「望んでいない物事が実現している」状況が存在しているといえる。つまり、生徒にとって簿記学習用動画サイトや簿記授業、もしくは簿記そのものが「わかりにくい」「面白くない」と受け止められている可能性がある。筆者の指導経験上では、確かに簿記は好き嫌いがはっきり分かれる科目である印象を持つ。これは学習形態によるものなのか、それとも授業における目的設定の仕方によるものなのかを今後検討していく必要がある。

5. 考察

本章を始める前に強調しておかなければならないのは、学習におけるICTの活用時間の増加が学校での成績や得点などの向上につながるとは断定できない、という点である。これは、OECD・PISA⁷結果より、学校におけるICT利用指標⁸がOECD平均を若干下回っている生徒が最も高い得点を上げ、平均を超える生徒は低い得点と相関していることが示されたからである。またアメリカ・カリフォルニアでは、コンピュータを所有していなかった6～10学年(11～16歳)に無料でコンピュータを配布して実施された無作為化比較試験の結果、家庭でのコンピュータ利用は評点、テストの得点等への効果は見られなかった。(Fairlie and Robinson, 2013)

本研究においてICTに関する調査を実施したのは、「主体的・対話的で深い学び」を効率的かつ効果的に実践できる学習形態を検討し、その学習形態の中でICT活用の可能性を検証するためである。以上を踏まえた上で、本章をまとめていく。

5.1 「主体的・対話的で深い学び」を目指す高校簿記教育の実現

教科商業科において、様々な場面で用いられる言葉として「実学」がある。「実学」とは、理論よりも社会生活で実際に役立たせることを目的とした学問という意味であり、「教科商業科の学びは実学である」と古くから言われている。社会生活において求められる力が社会人基礎力⁹であることから、教科商業科において社会人基礎力の習得が必要であり、そしてその習得のためには「主体的・対話的で深い学び」が不可欠であるという関係性が見えてくる。

では教科商業科、特に簿記教育において「実学」を意識した指導がされているのだろうか。以前、ある信用金庫で金融システムの開発に携わっていた人物(当時、支店長)に対して簿記に関するインタビューを実施したところ、「簿記の知識がなくとも運用できるシステムを開発しているので、採用において資格は重要ではない」との回答を得た。簿記の資格検定取得を生徒が重要視していることは本稿ですでに明らかとなっているが、これは生徒が高校入学後から簿記の学習を開始したという経緯等を勘案

すると、教員の考え方が多大に影響を与えている。つまり、教員こそが資格検定取得を重要視していることが推察できる。これは、教育現場と企業の考え方に乖離が生じており、「実学」を指導できていない可能性を示唆している。事実、企業における会計処理についてはICTや会計ソフトウェア等を活用することが一般的であるが、高校での簿記教育については原則手書きで指導するのが実態である。

その一方で、資格検定が生徒や教員に対する好影響も忘れてはならない。検定前の生徒の学習に対する主体性やモチベーションの高さ、教員の検定対策としての取り組みなどは、特筆すべきものがある。

学習形態に含めるべき内容を検討すると、高校簿記教育においては①すべてのベースとなる簿記に必要な基礎基本を学ぶ「知識伝達型授業」、②社会生活で求められる力を育成する「アクティブ・ラーニング型授業」、③練習問題や検定試験問題などの解答を重点的に実施する「問題演習型授業」の3つがあることから、これらを状況に応じて組み合わせる授業を実施していくのが、効果的であると考えられる。

5.2 情報化時代に対応した教育システムの利活用

PISA結果によると、日本は「学校でコンピュータを利用するICT利用指標」が42カ国中41位、「学校以外の場所における学校の勉強のためのICT利用指標」が42位と、最も教育にICTを利活用できていない国の一つであることは間違いない。(表9)また、学校のコンピュータ1台当たりの生徒数についても3.59人とOECD平均4.66人よりも少なく、上位国と比較すると充分とはいえないが、世界的に見てもコンピュータ台数が少なすぎるということはない。かつ、コンピュータに関する科目を扱う教科商業科を配置する高校は、普通科の高校などよりコンピュータが多く設置されていることから、1台当たりの生徒数はさらに少なくなる可能性が高い。しかも4.3で述べたようにほとんどの生徒はスマートフォン、タブレット端末、PCのいずれかを自宅等で自由に使用できる環境がある。さらに付け加えれば、4.4で簿記学習用動画サイトを46.9%の生徒が「主体的に」利用したいと回答している。つまり、生徒のICTを利活用した学習に対する主体性およびそ

れを実行するための環境は十分に整いつつあり、このような学習を展開できるかについては指導者側に委ねられていることは明らかである。

では、なぜ教科商業科の指導者はICTを利活用した学習の実践に移行できないでいるのか。筆者は、指導者側に「簿記の授業とは伝統的な学習形態が最善である」というメンタルモデルが存在するためだと考える。メンタルモデル構築では、その人が生活してきた中で蓄積された経験や感情などが基となっているが、今回の場合は大きく2点、教科商業科の教員がパーソナルコンピュータ(以下、パソコン)を授業等で学習した経験を多くは持っていないこと、伝統的な学習形態で資格検定の合格率を維持できている経験を持っていること、が大きく影響していると推察する。

我々の生活においてコンピュータ、特にパソコンが一般的になったのは1995年以降¹⁰である。事実、教科商業科においてパソコンが取り扱われるようになったのは1999年(平成11年)3月改訂・2003年(平成15年)4月施行の学習指導要領¹¹からである。したがって、30歳以上の教員のほとんどが高校時にパソコンの指導を受けていない上に、教員が進学した大学または学部によっては大学時も指導を受けていない可能性がある。このような状況において、ICTを授業にて利活用しなければならない、もしくはICTそのものについて生徒に指導しなければならないことが、ICTに対する不安や自信のなさにつながり、メンタルモデルが構築されたと考えられる。

また、簿記の資格検定取得を教員および生徒が重要視していることは前項で明らかにしているが、その資格検定において生徒の合格率を上げるため、伝統的な学習形態の範囲の中で試行錯誤していることは、各回の合格率が平均合格率の上下を行き来していることから見て取れる。(図3)このようにして重要視している資格検定の合格率を維持できているという経験の取得が、結果的に新たな学習形態の検討および採用の必要性を除外することにつながっていると考える。

では、指導者はどのようにしてICTを学習に利活用できるようになるのか。これにはICTを利活用した教育システムの構築および配布が不可欠である。その上で適切なロールモデルを作成し、それを教育

表9 学校内外におけるICT利用の実態(29OECD加盟国、13非加盟国・地域)

国名	学校におけるICT利用指標		学校以外の場所における学校の勉強のためのICT利用指標	
	値	順位	値	順位
OECD average	0.00174		0.00093	
Australia	0.60790	3	0.22027	10
Austria	0.08589	15	-0.01465	26
Belgium	-0.20396	29	-0.04126	27
Chile	0.13994	13	0.18260	12
* Chinese Taipei	-0.26270	31	-0.50491	38
* Costa Rica	-0.19489	27	0.12774	16
* Croatia	-0.17223	24	0.18672	11
Czech Republic	0.38599	5	0.29621	8
Denmark	0.86265	1	0.43489	3
Estonia	-0.26111	30	0.48807	1
Finland	0.09567	14	-0.75819	41
Germany	-0.33040	36	-0.13803	33
Greece	0.21652	10	-0.00071	25
* Hong Kong-China	-0.26639	32	-0.07847	28
Hungary	-0.09180	22	0.10383	18
Iceland	-0.19487	26	-0.25903	36
Ireland	-0.36992	38	-0.60413	39
Israel	-0.19877	28	0.08674	19
Italy	-0.17211	23	-0.09978	31
Japan	-1.00393	41	-1.09095	42
* Jordan	0.16541	12	0.00406	24
Korea	-1.01414	42	-0.49371	37
* Latvia	-0.27963	34	0.30821	6
* Liechtenstein	0.38488	6	-0.11372	32
* Macao-China	-0.08277	21	-0.09557	30
Mexico	0.00729	17	0.24327	9
Netherlands	0.47211	4	0.43805	2
New Zealand	0.23941	8	0.06603	21
Norway	0.69167	2	0.14818	14
Poland	-0.37203	39	0.15307	13
Portugal	-0.06793	19	0.30205	7
* Russian Federation	-0.30828	35	0.11194	17
* Serbia	-0.27307	33	-0.21518	35
* Shanghai-China	-0.96418	40	-0.62105	40
* Singapore	-0.17632	25	0.01985	23
Slovak Republic	0.22437	9	0.13197	15
Slovenia	0.08337	16	0.38482	5
Spain	0.20729	11	0.07403	20
Sweden	0.36468	7	-0.08814	29
Switzerland	-0.00709	18	-0.19979	34
Turkey	-0.34629	37	0.06131	22
* Uruguay	-0.07646	20	0.39169	4

※本表はOECD2012データを基に著者が作成し、国名順にソートしてある。

※国名の記号「*」は非OECD加盟国・地域を示す。

出典：PISA2012 Database, OECD

<http://dx.doi.org/10.1787/888933252700>, <http://dx.doi.org/10.1787/888933252770>

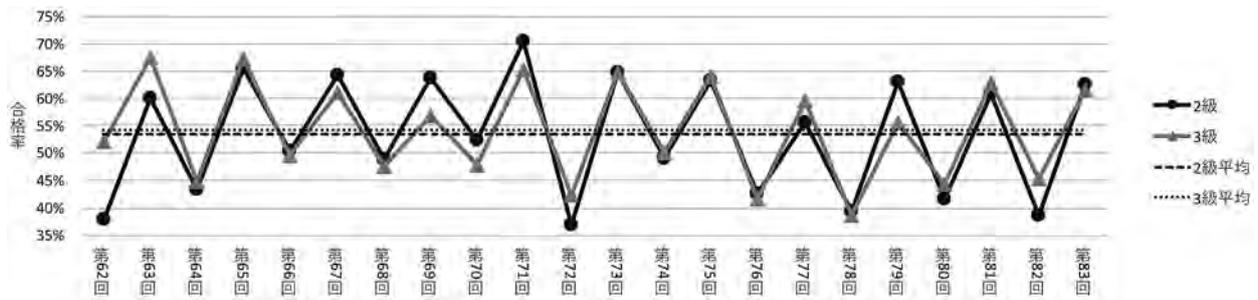


図3 全商簿記実務検定2級および3級の合格率の推移 (第62～83回)

出典：公益財団法人全国商業高校学校協会 統計資料

<http://http://www.zensho.or.jp/puf/examination/pastexams/statisticaldata.html>

※2級および3級の平均値は、第62回～83回の各階平均値から算出している。

システムに反映させることで、教員が用いる学習形態に変化をもたらすことができると考える。現状においても教員はICTを授業等で活用するよう文部科学省や教育委員会等から促されている¹²が、ICTに苦手意識を持っている可能性がある教員個々人で独自にシステム構築することは考えにくく、例えば教育システムが構築されていたとしても、ICTそのものへの不安感等からそれを活用しないという判断を行うことも充分考えられる。教員のファシリテーター役としてのロールモデルを作成することで、教員が行動特性の理解や行動技術の実践が容易にできる環境を整えることが重要である。

5.3 高校簿記教育における反転学習の有用性

5.1および5.2より、高校簿記教育において「主体的・対話的で深い学び」を効率的かつ効果的に実践できる学習形態はブレンディッドラーニング、その中でも反転学習だと考える。反転学習のメリットには、次の内容が挙げられる。

- ①生徒が学習習慣を確立できる。
- ②生徒の学習を個別化できる。
- ③生徒が主体的に授業に取り組むことができる。
- ④生徒の問題解決能力が向上する。
- ⑤生徒の学習効率が向上する。
- ⑥教員が発展的内容を実施するための授業時間を確保できる。
- ⑦教員が生徒の学習実態を把握できる。

このメリットを生かすことができれば、これからの高校簿記教育に必要な「知識伝達型授業」(①②⑤⑦が該当)「アクティブ・ラーニング型授業」(③④

⑤⑥⑦が該当)「問題演習型授業」(①②③⑤⑦が該当)が実践可能となることから、反転授業の有用性は高いといえる。

一方、反転学習のデメリットには、次の内容が挙げられる。

- ①生徒の学習意欲によって効果が左右される。
- ②生徒のICT環境を確保する必要がある。
- ③生徒および教員に金銭的負担がかかる。
- ④教員に求められる役割が変更される。
- ⑤教員の授業へのマネジメント能力が求められる。
- ⑥教員がシステム構築する必要がある。

ICTに直接関係する②③⑥については、指導者側の工夫等によって解消が可能である。②については生徒自身にICT環境がなくとも使用できる教材を開発もしくは環境を整備する。⑥については指導者側以外が開発した教育システム等を利用することができれば、充分に対応できる。③については、通信料やシステム構築費用などが主に該当することから、②⑥が解消できれば軽減させることができる。①④⑤については、ファシリテーション能力やマネジメント能力といった指導者側の資質能力に依存することから、この学習形態におけるボトルネックとなる可能性が最も高い部分である。この部分には、生徒側だけでなく、指導者側が自身の資質能力を向上させようとする意欲が不可欠となることから、教員研修等の在り方を知識伝達から資質能力を育成する参加型に変えていくとともに、それを活用した取り組みが今後必要になると考える。

6. おわりに

本研究の継続研究を行うにあたり、今後の課題として学習用動画を配信する簿記教育システム（簿記学習用動画サイト）の構築とその実証実験が挙げられる。教育システム構築にはMoodleなどに代表されるLMS¹³を活用する予定であり、簿記教育を行っている高校と連携し、そのシステムの実用化に向けての問題点を検証するとともに、更なる有用性の確認を行っていく。

謝辞

本調査実施にあたり、ご協力いただいた3校の教員ならびに生徒の方々に深く感謝する。

本研究は、千葉商科大学会計教育研究所・会計教育調査研究支援（研究プロジェクト）によった。

[参考文献]

1. Chickering, A. W., & Gamson, Z. F.: Seven Principles for Good Practice in Undergraduate Education. AAHE Bulletin, March 1987.
2. 文部科学省：高等学校学習指導要領，東山書房，2015.
3. 文部科学省：高等学校学習指導要領解説 商業編，実教出版，2015.
4. インターネット白書編集委員会：インターネット白書2017 IoTが生み出す新たなリアル市場，インプレスR&D，2017.
5. 電通総研：情報メディア白書 2017. ダイヤモンド社，2017.
6. 総務省：情報通信白書〈平成29年版〉データ主導経済と社会変革，日経印刷，2017.
7. 文部科学省：諸外国の初等中等教育，明石書店，2016.
8. インターネット白書編集委員会：インターネット白書2017 IoTが生み出す新たなリアル市場，インプレスR&D，2017.
9. 文部科学省：諸外国の教育動向 2016年度版，明石書店，2017.
10. 経済協力開発機構：21世紀のICT学習環境――生徒・コンピュータ・学習を結び付ける，明石書店，2016.
11. 中川一史，苑復傑：教育のためのICT活用，放送大学教育振興会，2017.
12. 原田恵理子，森山賢一：ICTを活用した新しい学校教育，北樹出版，2015.
13. 宮地功ほか：eラーニングからブレンディッドラーニングへ，共立出版，2009.
14. ジョナサン・バーグマン，アーロン・サムズ，東京大学大学院情報学環反転学習社会連携講座：反転学習――生徒の主体的参加への入り口，オデッセイコミュニケーションズ，2015.

- 1 文部省「新制高等学校教科課程中職業教科の改正について」(昭和24年1月)において発表された。
- 2 教科商業科に関しては、昭和22年、昭和25年、昭和31年、昭和35年、昭和45年、昭和53年、平成元年、平成10年、平成18年、平成20年に学習指導要領の改訂もしくは改正が実施された。
- 3 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部「世界最先端IT国家創造宣言」、平成27年6月30日閣議決定、p33
- 4 学校教育における質の高い学びを実現するため、主体的な学び(学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる)、対話的な学び(子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める)、深い学び(習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう)の視点に立った授業改善が求められている。
- 5 学習指導要領解説商業編において「2~4単位程度履修されることを想定して、内容を構成している」と記載されている。
- 6 メンタルモデル(mental model)とは、人間が実世界で何かかどのように作用するかを思考する際のプロセスを表現したものである。
- 7 PISA(生徒の学習到達度調査)とは、OECD(経済協力開発機構)加盟国34カ国で実施された国際学力調査である。2000年以降、3年毎に実施されており、本稿にて取り上げた調査結果は2012年調査(2013年結果公表)のものである。
- 8 OECDが質問調査の9項目(①学校の勉強のためにインターネットを見る②ほかの生徒と共同作業するためにコンピュータを使う③学校のコンピュータで宿題をする④学校でEメールを使う⑤校内のウェブサイトを見たり、そこからファイルやプログラムをダウンロードやアップロードする⑥学校でインターネットのチャットをする⑦外国語や数学などのドリルや勉強をする⑧学校のウェブサイト課題を提出する⑨シミュレーションゲームで遊ぶ)を利用して作成した総合指標。
- 9 社会人基礎力とは、職場や地域社会で多様な人々と仕事をしていくために必要な基礎的な力のことであり、「前に踏み出す力」(主体性、働きかけ力、実行力)、「考え抜く力」(課題発見力、計画力、創造力)、「チームで働く力」(発信力、傾聴力、柔軟性、状況把握力、規律性、ストレスコントロール力)の3つの能力、12の能力要素から定義されている。
- 10 Microsoft社のOSであるWindows95が1995年(平成7年)に発売され、従来OSからGUIの改善、ネットワーク機能の追加等革新的な変更が行われた。国内では、このOSの発売からコンピュータが一般的なものとなった。
- 11 1999年(平成11年)3月改訂の学習指導要領において、必修科目として教科情報科が新設され、教科商業科では科目「情報処理」「ビジネス情報」「文書デザイン」「プログラミング」が設定された。商業科では従来からコンピュータに関する指導はあったが、CUIベースの専門性の高い内容であった。
- 12 文部科学省では「学校におけるICT環境整備の在り方に関する有識者会議」を設置し、2017年(平成29年)8月に最終まとめ(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/037/toushin/1388879.htm)が出されている。
- 13 LMS(Learning Management System)とは、eラーニング等で用いられる学習管理システムのことであり、教材や問題の配信、受講履歴、成績管理を行う機能を持つ。

プロフィール



近藤真唯

1978年生。2001年東海大学開発工学部生物工学科、2005年千葉商科大学商経学部経済学科、卒業。静岡県公立学校教員、千葉商科大学専任講師を経て、2017年より千葉商科大学准教授。教科商業科教員養成に従事。2016年より日本商業教育学会理事。



千葉啓司

1962年生。1986年千葉商科大学商経学部卒業、1991年明治大学大学院経営学研究科博士後期課程単位取得退学。上武大学専任講師、助教授を経て2007年千葉商科大学商経学部准教授、2009年同学部教授。財務会計論担当。2011年から2014年日本簿記学会理事。

I C Tを活用した簿記教育に関するアンケート調査

わが国における商業教育は、簿記会計、情報処理、経済、マーケティングなどその内容は多岐に渡り、国内ビジネス界において重要な役割を果たしてきました。とりわけ簿記会計は、企業等の経理担当として即戦力となる人材を数多く輩出しています。高校、特に商業高校では簿記会計教育を重視し、授業において生徒に知識・技術を身につけさせるとともに、さまざまな資格をこれまで取得させてきました。

一方、簿記会計を苦手とし、簿記会計の内容を理解できずにいる生徒が多数いる現状があります。この現状の改善するためには、新たな指導方法の研究およびそれを表現するシステムの構築が必要だと考えています。

本研究では、会計学、教育実践、情報通信技術等の知見を用い、簿記会計教育と情報通信技術を融合させた新たな理論的かつ実践的指導方法を構築することを目的としています。

〈記入についてのお願い〉

- ・ご回答にあたって、他の方とご相談されることなく、必ずお一人でお答えください。
- ・ご回答が終わったら、回答欄に記入漏れがないか、もう一度ご確認ください。

〈調査結果および質問について〉

- ・アンケート調査、研究について、個人情報保護法等を遵守いたします。
- ・調査の結果をお知りになりたい方には、後日、ご報告させていただきたいと考えております。ご希望の方は、下記の連絡先にお問い合わせください。また、ご質問のある方も下記の連絡先にお問い合わせください。

〈連絡先〉

千葉商科大学商経学部 専任講師 近藤 真唯
住所：千葉県市川市国府台1-3-1 千葉商科大学研究館R306号室
TEL：047-373-9786
Mail：kondo@cuc.ac.jp

5 簿記学習用動画サイトについて、おたずねします。当てはまる数字に○をつけてください。また空欄には適切な文章等を記述してください。

5-1 簿記を動画で学習（予習・復習等）できるウェブサイトがあれば、あなたは利用しますか。

- 1 はい 2 いいえ

5-2 あなたが集中して視聴できる動画の長さを教えてください。

- 1 1～5分未満 2 5～10分未満 3 10～15分未満
4 15～20分未満 5 20～25分未満 6 25～30分未満
7 30分以上

5-3 あなたが簿記学習用動画サイトを利用すると仮定した場合、このサイトにどのような内容があるべきですか。あなたが重視することに順位をつけ、1～3位の番号を記入してください。

- 1 仕訳方法
- 2 仕訳練習問題
- 3 主要簿（仕訳帳、総勘定元帳など）の記入方法
- 4 主要簿の練習問題
- 5 補助簿（現金出納帳、当座預金出納帳など）の記入方法
- 6 補助簿の練習問題
- 7 財務諸表（損益計算書、貸借対照表など）の記入方法
- 8 財務諸表の練習問題
- 9 勘定科目の説明
- 10 主要簿の説明
- 11 補助簿の説明
- 12 財務諸表の説明
- 13 資格検定対策問題

1位（ ） 2位（ ） 3位（ ）

5-4 あなたが簿記学習用動画サイトを利用すると仮定した場合、盛り込んで欲しい内容がありましたらご自由にお書きください。

以上でアンケートは終了となります。
ご協力ありがとうございました。

避難者支援活動と地域交流に 関する研究

勅使河原 隆行

1. はじめに

近年では、東日本大震災をはじめ熊本地震など、日本全国で災害が発生している。東日本大震災からまもなく7年が経過するが、現在でも数多くの方が避難を余儀なくされている。例えば、千葉県内には2017(平成29)年12月12日現在で2,682人⁽¹⁾が避難生活を送っており、避難元の県別でみると福島県が2,337人⁽²⁾と全体の87.1%を占めている。これは、東京電力福島第1原発事故によるものであり、強制避難、自主避難に関わらず、帰還したくても帰還できないという避難者が多数である。

そのため、避難生活が長期間に渡ることもあり、当初は一時的な避難者として生活してきた人たちの状況も時間の経過とともに変化している。避難者支援に関しては、震災直後より都道府県や市町村をはじめ、様々な民間の団体が支援活動を行ってきた。避難者自身も、各団体などが開催する様々な交流会などに参加することによって、少しずつ地域の仲間として生活をしてきたという現状もある。しかし時間の経過とともに、特に行政が主導で行ってきた支援活動を縮小させたり、支援そのものを打ち切っているなどの現状がある。これは、必ずしも避難者の生活が安定したわけではなく、予算やマンパワーの問題によるものである。そのため最近では、地域住民や避難者自身が、自らの手で地域交流会などを企画・実施していることもある。それによって、避難者自身が地域への定着を図るとともに、その地域に溶け込もうという意識から地域活性化などにも貢献しようとしている。

また、避難者の中には、経済的な生活の安定を求めると同時に、避難元(例えば福島県など)の風評被害を払拭するために、故郷の特産品や食材等を使用して新たな商品を開発して販売するというビジネスを展開している避難者も存在する。そしてこの商品を交流会などで販売して、復興支援に繋げようとしている。

2. 本研究の目的

そこで本研究では、避難者支援活動と地域交流に関することに焦点を当て、避難者支援活動を行うにあたり、現時点で具体的にどのような活動内容が求められているのかを実証的に検証することを目的とする。この目的を達成することで、これがどのように地域福祉の向上や、地域活性化、ビジネスに繋がるのかについても検討することが可能である。また、研究結果から得られた新しい知見により、例えば地域住民と大学生が共同で新商品開発のプロジェクトを実施するなどの方策も検討したい。そうすることによって、この研究成果を今後の商業教育をはじめとする様々な教育にも生かすことも可能になると思われる。

3. 本研究の意義

避難者自身はもちろんのこと、支援する側にとっても震災直後から現在に至るまで、その時の状況に応じて意識やニーズが変化してきている。地域住民も、避難者と共に地域福祉の向上や地域活性化をしていこうという視点も強くなってきており、その意味でも、より高い水準の支援活動が求められてきている。さらには、地域においては大学生のような若い世代が支援活動を行うことも期待されており、これは若い世代が持つ柔軟な発想や積極的な行動を、地域活性化に繋げようとしているからである。

しかしその一方で、2016(平成28)年12月4日の河北新報では、復興支援に取り組む学生スタッフの熱意は右肩下がりであると報じている。復興庁宮城復興局が2016(平成28)年6月～9月に復興支援に取り組む東北の学生団体に実施した聞き取り調査によると、半数が組織の課題に「運営」を挙げていることが明らかになった。これに関して宮城復興局では、「震災当初は使命感にあふれていても、学生メンバーが交代するとモチベーションが下がってしまうため、代替わりを繰り返す学生団体の宿命である」と指摘している。さらには、いわてGINGA-NET代表の八重樫綾子氏は、「学生は誰のために、何のために活動をしているのか、本来の目的が分からなくなってきている。若者のひたむきな姿は被災者を元気づけるが、学生団体が活動を継続するには、支え続ける大人がいないと難しい」と指摘して

いる⁽³⁾。

このような背景から、改めてニーズを持っている人の立場に立って、現時点では何が求められているのかについて引き出して検証しなければならない。また、これらが科学的に検証され、社会的に承認されなければならない。本研究はその社会的要求に応える研究であり、同時に本研究の意義を指摘することができる。さらには、日本は震災大国であることから、今後どこかで発生するかもしれない災害に備えた災害危機管理の視点からも、有効な研究である。そして、この研究成果を今後の教育にも生かすことも可能になると思われる。

4. 本研究の手順

本研究は、2017(平成29)年度～2018(平成30)年度の2年間の計画で実施することとする。避難者支援活動や地域交流は全国各地で行われており、これらの避難者支援活動の情報は、各県庁、各市町村、各団体などが発行している広報誌等で入手することが出来る。

そのため、①まずはこれらの避難者支援活動の情報を精査する。②精査した活動についてフィールド調査を行う。③その後、大学生などの若い世代がどのように支援活動に関わるのかについて検討を行う。④実証的研究(アンケート調査や聞き取り調査)を実施するための調査票を作成する。⑤避難者支援活動を行っている行政や団体の支援員、地域交流会などに参加している避難者自身を対象として調査を実施する。⑥調査結果の単純集計を行う。⑦調査結果を踏まえて、大学生による支援活動を実施する。⑧調査結果と支援活動から、さらに詳しい分析を行うこととする。

研究の対象地域は、これまでに大学生とともに避難者支援活動を実施してきた千葉県内(千葉市、山武市など)を中心とするが、その他にも福島県内(福島市、相馬市、飯舘村など)なども対象としたい。

なお、本研究における倫理的配慮として、研究対象者に対しては、回答した内容はすべて数値化を行い個人が特定されない旨、および、その上で回答が得られたことによって同意したと理解する旨を調査票に明記もしくは説明をする。また、フィールドワーク調査や研究結果から得られた新しい知見によ

り、新商品開発のプロジェクトを実施するなどの方策も柔軟に対応したい。

5. 研究活動の概要

(1) フィールド調査

本年度(2017(平成29)年4月～12月現在)のフィールド調査は、勅使河原隆行(研究代表者・千葉商科大学人間社会学部准教授)、和田義人(共同研究者・千葉商科大学人間社会学部教授)、千葉商科大学人間社会学部の学生を中心として実施した。県外への調査は5回、千葉県内では数回実施した。その概要は下記の通りである。

県外への調査の第1回目は、2017(平成29)年5月4日に渋谷公園通りを会場として開催された「フラワーフェスティバル」にて調査を実施した。原発事故以降に福島県飯舘村から千葉県山武市に黒毛和牛142頭と共に避難している小林将男氏と飯舘村のブースに出展し、までい牛ソーセージの販売を行った。また同時に、飯舘村の特産品であるどぶろくや加工食品、手芸品を販売して村のPR活動を行った。さらには、福島県立相馬農業高校の生徒や飯舘村役場の職員とともに、南相馬市で栽培されたマリーゴールドなどの3種類(400株)を配布した。

第2回目は、2017(平成29)年5月13日～14日に福島県相馬市で開催された「相馬田んぼアートプロジェクト(春の田植え祭2017)」にて調査を実施した。このプロジェクトを実施している地域は、東日本大震災の津波により用水路が破壊されて田んぼや畑が塩害を受けた。原発事故以降、福島県産の農産物が受け入れられないことを何とかしようという思いから地元の人々をはじめ、千葉県山武市、神奈川県横浜市に暮らすメンバーが連携し、復興のシンボルになることを目指して2014(平成26)年から田んぼアートを実施している。近年では、地元の企業の協賛や信用金庫が後援するなど、活動に広がりを見せている。

第3回目は、2017(平成29)年5月17日～26日の間に福島県内で開催された「ままカフェ」にて調査を実施した。このままカフェは、特に子育て世代の避難生活や帰還後の生活に関する不安や悩みの解消を目的としたものであり、ふくしま子ども支援センター(NPO法人ビーンズふくしま)が2014(平

成26)年から開催しているものである。参加したママからは、今まで支援を受ける側だったが、今後は自分たちが発信する側になっていきたいことや、社会にも貢献してきたいというニーズが明らかになった。

第4回目は、2017(平成29)年8月1日に福島県飯館村役場をはじめ、現地の農家を訪問して調査を実施した。飯館村は2017(平成29)年3月末に避難指示が解除され、村民の帰村に向けて行政をはじめ、様々な団体が支援にあたっている。また、村の産業でもある農業の復興に向けて、農家自身も様々な取り組みをしたいとのニーズがある。具体的には、サイインゲン農家やイチゴ農家が村の特産品となるような新商品を開発したいとのことであった。その他にも特別養護老人ホームや社会福祉協議会など、村の現状や課題について調査を行った。

第5回目は、2017(平成29)年10月28日～29日に福島県相馬市で開催された「相馬田んぼアートプロジェクト(秋の大収穫祭2017)」にて調査を実施した。今年度の田んぼアートでは、クラウドファンディングを活用して各種費用を捻出している。他の地域を含め、これまで特に行政が主導で行ってきた支援活動においては、予算の関係から支援を打ち切っている現状がある。その意味では、クラウドファンディングを活用した新しい復興支援活動の手法については、とても興味深いものである。さらには、昨年収穫した米を使用した商品開発を行っており、これらについても調査を実施した。

その他にも、千葉県内において実施された「さんむ田んぼアートプロジェクト」「緑joy東北2017」「ままカフェ@千葉商科大学」等において調査を実施した。

(2) 商品開発

フィールド調査において、地域資源を大切にすることを基本として、特産品や食材等を使用して新たな商品を開発して風評被害を払拭するとともに、地域活性化や新たな観光資源に繋げたいという実態が明らかになった。そのため、今年度は千葉県山武市、福島県福島市、福島県飯館村の住民とともに商品開発のプロジェクトをスタートさせた。

一つ目は、「ままカフェ」に参加している福島県内

に住む子育て世代のママと共同で開発するオリジナルコーヒー「CUCブレンド」である。ママ達からは、今後は自分たちが発信する側になっていきたいことや、社会にも貢献してきたいというニーズが明らかになっており、カフェといえばコーヒーという発想からオリジナルコーヒーの商品開発を実施することになった。また、2015(平成27)年からは千葉商科大学にて「ままカフェ@千葉商科大学」を毎年開催しており、その時にコーヒーを提供している平野珈琲店のアドバイスを受けながら、福島のママと千葉商科大学人間社会学部の学生が試飲を繰り返してコーヒー豆のブレンド割合を調整した。「CUCブレンド」は平野珈琲店をはじめ、市川市内の商店、千葉商科大学内で販売を開始した⁽⁴⁾⁽⁵⁾。(図1)



図1 CUCブレンド

二つ目は、千葉県山武市に福島県飯館村から避難している小林将男氏と共同で、飯館牛の血統を受け継ぐ「山武和牛」の新たな商品の開発である。小林氏は飯館村で「飯館牛」としてブランド化された村の特産品を生産していた。現在もその血統を残そうと山武市で畜産を続けている。しかし飯館村出身の牛であっても山武市で育成されているため、飯館牛の名称を使うことができず「山武和牛」として出荷をしている。出荷当初は、千葉県の厳しい放射線量検査をクリアしたにも関わらず、福島県出身の牛ということで、風評被害を受けていた。しかし地域住民をはじめ、千葉商科大学人間社会学部の学生などが、飯館牛の血統を受け継ぐ「山武和牛」をPRするために「山武和牛デビューイベント」を開催したり、その他にも様々なイベントへ出店するなどの活

動を続けてきた。このような活動を続けているうちに小林氏は、関わってくれた方々に対して恩返しをしたいという気持ちが強くなり、他にも様々な商品を作って皆さんに喜んでもらいたいという気持ちが強くなったという。この思いから2017(平成29)年8月に生まれた商品が「山武和牛ソーセージ」である。この商品のパッケージデザインをはじめとする商品開発に千葉商科大学人間社会学部の学生が関わり、山武市のふるさと納税の返礼品にも採用された^{(6) (7)}。(図2) 今後は、飯舘村の「道の駅までい館」においても、販売できるように準備を進めているところである。



図2 山武和牛ソーセージ

三つ目は、飯舘村のサヤインゲンやイチゴを使った商品開発である。サヤインゲンとイチゴは村の特産品であり、原発事故以前は数多くの農家が生産をしていたが、原発事故以降は生産が出来ない状況が続いていた。サヤインゲンは2017(平成29)年7月に福島県が放射性セシウム濃度を検査したところ、検出限界値未満で安全性が確認されたため、7年ぶりに出荷が再開された。また、イチゴは雷峰という品種であり酸味と甘みのバランスが良いことと、年間を通じて出荷できることが特徴である。このイチゴは出荷制限されることなく、これまで実施した放射性物質の自主検査、村の検査、福島県の検査において放射性物質は検出されていなかった。しかし生産者は避難生活を余儀なくされたため、原発事故以降は生産をすることが出来なかった。これまでは、福島県内をはじめ全国の洋菓子店などで使われていたが販路も途絶えてしまった。2014(平成26)年

7月に出荷を再開するも、販路の確保が課題として残った。2016(平成28)年には、紅茶専門店の株式会社ルピシアが共同で、雷峰を使ったフレーバードティーの「いいたてまでいないちご」を開発し、商品化を目指した経緯がある。生産者は安定した出荷や新たな商品を開発して次のビジネスに繋げることも望んでいるが、限られた人数でイチゴを生産しているため手が回らない状態であることが明らかになった。

サヤインゲンとイチゴに関する新たな商品を開発して、生産者をサポートすることも意義があると考え、今年度はサヤインゲンのピクルスとドレッシング、イチゴのドレッシングとジャムの試作品を作った。今後は、飯舘村とも連携をして商品化を目指す予定である。

6. おわりに

今年度はフィールド調査や商品開発などを進めたが、次年度も継続して実施することにする。また、商品開発後に商品としてすでに販売しているものについては、その後の状況(当事者をはじめ消費者のニーズなど)についても調査を実施する。さらには実証的研究(アンケート調査や聞き取り調査)として、避難者支援活動を行っている行政や団体の支援員や地域交流会などに参加している避難者自身を対象とした調査についても実施する予定である。そのうえで大学生による支援活動を実施して、本研究の目的を達成したい。

引用・参考文献

- (1) 復興庁「全国の避難者数」2017年12月26日
- (2) 福島県庁「平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報(第1728報)」2018年1月30日
- (3) 河北新報(2016年12月4日)の記事を要約
- (4) 千葉商科大学プレスリリース「人間社会学部生×ふくしまのママこだわりの味オリジナルコーヒー『CUCブレンド』新発売」2017年7月13日
- (5) 市川よみうり(2017年8月26日)の記事を要約
- (6) 千葉商科大学プレスリリース「千葉県山武市ふるさと納税特典「山武和牛(100%)ソーセージ」人間社会学部生が商品開発に協力!!」2017年10月10日
- (7) 日本経済新聞(2017年10月13日)の記事を要約

プロフィール



勅使河原 隆行

千葉商科大学人間社会学部准教授

千葉商科大学大学院政策研究科政策専攻博士課程修了 博士(政策研究)

日本人間関係学会 常任理事

日本福祉図書文献学会 関東支部長・理事

社会福祉士

専攻(専門分野)は、社会福祉学。

著書に、『ソーシャルワークの基礎理論 ～人間行動と社会システム～』、『人間関係ハンドブック』などがある。

◆平成29年度 瑞穂会報告

会計教育研究の実践の場である「瑞穂会」では、受験者が減少傾向にある会計資格を指導・周知させることで会計教育の発展に寄与するための研究・指導を行っております。平成29年度の活動は以下のとおりです。

1. 第67回税理士試験講座

○現役生が税理士試験簿記論・財務諸表論・消費税法に科目合格しました！

今年度の税理士試験・簿記論合格者数は1,819名(受験者数12,775名・合格率14.2%)・財務諸表論合格者数は3,081名(受験者数10,424名・合格率29.6%)・消費税法合格者数は1,065名(受験者数7,979名・合格率13.3%)でした。平成29年度の税理士試験結果は以下のとおりです。

第67回税理士試験結果

受 験 回	第67回		
	簿記論	財務諸表論	消費税法
受 験 者 数	7名	7名	1名
合 格 者 数	3名	3名	1名
瑞穂会合格率	42.9%	42.9%	100.0%
全国合格率	14.2%	29.6%	13.3%

2. 資格の大原 大原大学院大学主催 全国大学対抗簿記大会(1級の部)

平成29年春季第59回全国大学対抗簿記大会において今年も、団体戦優勝・準優勝となりました。瑞穂会の全国優勝はこれで6回目です。また、平成29年秋季第60回全国大学対抗簿記大会においても優勝・準優勝となりました。

第59回大会	第60回大会
団体戦 優勝 準優勝	団体戦 優勝 準優勝
個人戦 優勝	個人戦 優勝

3. 資格の学校TAC主催 簿記チャンピオン大会(1級の部)

簿記チャンピオン大会では、6月大会・11月大会とも入賞しました。

平成29年6月大会	平成29年11月大会
団体戦 4位	団体戦 準優勝 個人戦 4位

4. 日本商工会議所簿記検定講座

日本商工会議所簿記検定結果は以下のとおりです。

日本商工会議所簿記検定1級結果

受 験 回	第146回	第147回
受 験 者 数	31名	43名
合 格 者 数	7名	6名
瑞穂会合格率	22.6%	14.0%
全国合格率	8.8%	5.9%

日本商工会議所簿記検定2級結果

受 験 回	第145回	第146回	第147回
受 験 者 数	62名	63名	65名
合 格 者 数	15名	36名	25名
瑞穂会合格率	24.2%	57.1%	38.5%
全国合格率	25.0%	47.5%	21.2%

※第145回は平成29年2月26日実施。

日本商工会議所簿記検定3級結果

受 験 回	第145回	第146回	第147回
受 験 者 数	16名	44名	13名
合 格 者 数	15名	37名	13名
瑞穂会合格率	93.8%	84.1%	100.0%
全国合格率	47.4%	50.9%	40.3%

※第145回は平成29年2月26日実施。

千葉商科大学会計教育研究所

所 長 榊 岡 源一郎

教 授 吉 川 博 司

専任講師 渡 邊 圭

助 教 久保田 俊 介

助 教 相 原 安 澄

執筆者紹介

- 榊 岡 源一郎 - 千葉商科大学会計教育研究所所長、千葉商科大学商経学部教授
- 大 森 一 幸 - みのり監査法人理事長、公認会計士
- 渡 邊 圭 - 千葉商科大学会計教育研究所専任講師
- 近 藤 真 唯 - 千葉商科大学商経学部准教授
- 千 葉 啓 司 - 千葉商科大学商経学部教授
- 勅使河原 隆行 - 千葉商科大学人間社会学部准教授

平成 30 年 3 月 20 日発行

会計教育研究 Vol.4

編集発行者 千葉商科大学
会計教育研究所
発 行 所 〒272-8512
千葉県市川市国府台 1-3-1
電話 047-371-6766
印 刷 所 有限会社 銀座タイプ印刷社

ISSN 2189-2822

CUC 千葉商科大学
Chiba University of Commerce